

船橋市長 藤代 孝七 殿



2011年度
船橋市予算にかかる要望書



日本共産党千葉県西部地区委員会

地区委員長 淀 裕一

日本共産党船橋市議会議員団

代表 関根 和子

◇ 予算要望書 もくじ ◇

2010年度予算編成にあたっての要望	2
00. 平和問題	4
01. 市長公室	5
02. 企画部	6
03. 総務部	9
04. 財政部	10
05. 税務部	11
06. 消防局	12
07. 市民生活部	13
08. 環境部	15
09. 経済部	18
10. 健康福祉局	
1) 健康部	21
2) 保健所	22
3) 医療センター	22
4) 福祉サービス部	22
5) 子育て支援部	25
11. 建設局	
1) 都市計画部	27
2) 都市整備部	27
3) 道路部	29
4) 下水道部	38
5) 建築部	40
12. 教育委員会	
1) 管理部	43
2) 学校教育部	45
3) 生涯学習部	48
13. 議会	50
14. 監査委員	51
アンケート集計結果	52

2011年度予算編成にあたっての要望

「将来に不安を感じている」という国民が 70%近い高率で推移している（内閣府「国民生活に関する世論調査」）のが現在の日本です。

船橋市民の多く、私たちのアンケートに回答をよせて下さった方の 71%の方が、昨年より「生活が厳しくなった」と答えていることとあわせて考えると、国民の多くが「未来に希望を持ってない」でくらしている事になり、政治の責任は重大だと受けとめなければなりません。

政権を交代した、民主党を中心にした政権もその施策においては、以前の自民・公明連立政権と比較して、景気や経済対策でも企業の「国際競争力が高まれば」すべては万歳みたいな対応で、法人税の引き下げは明確にしたがそれによって雇用を拡大できる見込みは示せないなど、国民の暮らしを向上させるという施策がなく、まさに「混迷の極み」（市長の仕事納めの挨拶）であることも「不安を大きく」している一つの原因であることもまた事実です。

この状況を打開する道はどんな道なのか、いまこそ真剣に考える時です。それは国の政治だけでなく地方の政治、地方の行政にとっても同じです。

国民、市民はその道を知っています。

内閣府が行っている「国民生活に関する世論調査」では、「今後政府はどのようなことに力をいれるべきか」という問いに 70%を超える国民が「年金などの社会保障構造改革」と答え、「景気の低迷」に対する解決策を求めているのが 62%を超えているのです。

この二項目の回答にこそ、国民の不安を無くし、日本という国の進むべき道が示されているのです。

何故ならば、現在の不景気の原因は「内需の冷え込み」で、内需に関連する企業は軒並み不況、輸出関連の大企業は「円高にもかかわらず」の高収益をあげていますが、雇用は拡大されず、国民の消費にも結びつかず、内需の拡大には貢献していないのです。

そもそも、内需の拡大すなわち国民消費の拡大にはどのような条件が必要でしょうか。

それは、国民の将来不安の解消と、「消費できる収入」が国民にある、という 2つの条件が整ったときです。

政府が「混迷の極み」であればこそ、この 2 条件を整えるのに、地方行政がどのように関与できるのか、市長がいま真剣に取り組む課題はこれです。

来年度の予算編成にあたってはこの点に留意され、特に地方自治体ができる社会保障の充実に力を注ぐことを求めます。

その上で、「地方はこれだけやっている。どうして政府がこれできないのか」という意見を政府に突きつけてもらいたいのです。

以下、おおまかな項目別に要望を記載します。

1. 公金徴収一元化による「強権的な徴収」は止めること
公金徴収一元化のもとで、人権侵害に該当すると考えられる強権的な「生活費差し押さえ」が行われていることを直ちに是正すること
2. 子育て支援の充実のために
 - 公立保育園の民営化は断念し、公立・市立の格差をなくするとともに、待機児童の解消のために「保育所の抜本的増設」を図ること
 - 放課後ルームの増設で、待機児解消をはかること
3. 特別擁護老人ホームの増設で待機者を解消すること。また、自宅での生活が困難になった高齢者が入居できるケア付きの「高齢者向け優遇賃貸住宅」や「高齢者専用賃貸住宅」を住宅政策として確立すること
4. 福祉や医療での市民負担を軽減するために
 - 国民健康保険料を引き下げ、保険料を「払えない」で、医療にかかれない状態をつくらないこと
 - 介護保険料負担が重くて「払えない状況」をつくらないこと
 - 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけること
 - 障害者自立支援法の「抜本的な改正」をもとめ、現行法の延命を止めさせること
5. 地域経済活性化のために
 - 住宅リフォーム助成制度を創設すること
 - 公契約条例の制定などで「公的な労働の場」での低賃金労働をなくすこと
 - 「全国展開の大型店」の「法人市民税課税方法」について検討し、政府にも改善を求めること
6. 「非正規」の市職員を無くすること

〇〇. 平 和 問 題

1. 憲法改悪に反対し、憲法 9 条を守ること。
2. 有事法制に反対し、市の施設や自治体職員の協力は拒否すること。
国民保護計画は廃止すること。
3. 米軍横須賀基地への原子力空母配備に反対すること。
4. 平和事業の充実
 - (1) 毎年行われる平和行進に対し、市として後援を行なうこと。
 - (2) 8 月 6 日、9 日の原爆投下時に合わせて、防災無線でサイレンをならし、市民へ「黙祷」を呼びかけること。
 - (3) 公立の「平和資料館」を建設すること。
 - (4) 被爆者援護条例を制定すること。
 - (5) 原爆被爆者の広島、長崎への派遣については必要な付添人には派遣費を助成すること。
5. 市内および近隣にある自衛隊基地について、国に対して次の点を申し入れること
 - (1) 習志野基地、下総基地の撤去を国に要請すること。
 - (2) 習志野基地の新型パトリオットミサイル PAC3 の即時撤去を求めること。
 - (3) 習志野基地内に設置された大規模火薬庫は撤去すること。
 - (4) 市街地での飛行訓練を中止すること。
 - (5) 「米軍再編」ですすめられる米軍と自衛隊の戦闘司令部の一体化により基地機能が強化されることに反対すること。
 - (6) 旧軍が遺棄したと証言のある毒ガスについて、市民が納得できる安全が確認されるまで調査をすることと、調査の経過・結果など、市民に情報公開を行うことを要求すること。
6. 核兵器廃絶のための行動に取り組むこと
 - (1) 平和市長会議が呼びかけた「核兵器廃絶のための緊急行動——2020 ビジョン」に賛同し、市としても取り組むこと。平和市長会議に加盟すること。
 - (2) 核兵器廃絶の実行に踏み出すことを求める国際署名「すみやかな核兵器の廃絶のために」の署名運動に協力すること。
 - (3) 平和都市市長会への参加を歓迎します。この会議での決議案等の普及を行なうこと。

01. 市長公室

1. 防災について

1. 常備消防力を直ちに国基準まで整備し、さらに高齢化による需要増に合わせた必要な体制整備を図ること。
2. 避難場所の機能を充実させること。
 - ① 耐震診断、耐震補強工事を行うこと。
 - ② 防災用の備蓄は定期的に見直しを行い、必要な物品の補充を行うこと。
 - ③ 防災備品の管理責任を明確にし、使用可能な状態にしておくこと。
 - ④ 地域住民と協議し、避難場所機能を充実させること。
 - ⑤ 避難場所は住民にわかりやすく表示すること。
3. 公共施設の耐震診断、耐震補強工事を速やかに実施すること。
4. マンションなど集合住宅を含め個人の住宅の耐震補強をすすめるために、耐震診断や耐震補強工事の助成制度を充実させること。
5. 転倒防止器具の設置を広げるための制度を創設すること。
6. 消防局の耐震補強工事を緊急に行うこと。

2. 原子力行政について

1. 原子力発電の新設は行なわないこと。プルトニウム使用の高速増殖炉の利用は中止するよう政府に要請すること。
2. 原発の現行耐震基準では安全確保ができないので、見直しを行うとともに浜岡原発など、震源域にある原発の安全性の調査を行うよう、政府に要請すること。

02. 企 画 部

政策決定を透明化するための事務手続きを整えること。業者との癒着を防ぐための天下り禁止基準、物品を受け取らないなどのルールを明確にすること。

1. 東葉高速鉄道および北総鉄道について

- (1) 高すぎる運賃の引き下げ及び増発によるサービスの向上をはかること。
- (2) 経理の公開を行なうこと。
- (3) 通勤通学定期の割引率を引き上げること。
- (4) 東葉高速鉄道の財政支援スキームを見直し、国に支援を求めること。

2. J R・京成・新京成・東武・北総・東葉高速・東京メトロの各鉄道会社との間に、次の改善をもとめ、協議を行なうこと。

- (1) 新京成に無人化をもとにもどし、今後の無人化計画をやめるよう、要請していくこと。
- (2) J R 西船橋駅について
 - ① 構内のホームは幅が狭く、混雑時は線路に転落する危険があるので安全柵をつけること。
 - ② 快速電車停車について J R に働きかけること。
 - ③ 武蔵野線の混雑緩和のため、増便を行なうこと。
- (3) 高架駅のエスカレーター、エレベーターの設置（薬円台駅東口・前原など）。
- (4) J R 船橋駅北口側に切符売場を設置すること。
- (5) 新京成二宮鉄橋、京成線海神 2 丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
- (6) J R 下総中山駅南口にスロープの設置を。現在は 6 段の階段のみであり、高齢者・障害者にとっては危険であり、車椅子での利用は不可能である。シルバーカー、ベビーカーで北口へまわるのは大変。
- (7) 新京成二和向台駅東側に出入り口の設置を。
- (8) 新京成鎌ヶ谷大仏駅東側に出入り口の設置を。

3. 成田心高速鉄道については、京成電鉄の問題なので、船橋市は成田新高速鉄道への関与しないこと。

4. バス路線について

公共交通機関としての、バスの通勤時間帯の定時制を確保するため、抜本的な対策を検討すること。特に高齢者にとってバス利用は安全で利便性があるので、次の要望にこたえること。

- (1) バス停に屋根、ベンチを設置すること。

(2) 医療センター廻りのバス運行の増発。

- 長福寺下のバス停から船橋駅方面のバスについて、時間通りの運転と運転本数の増加を。
- 三山、田喜野井、前原、宮本方面から医療センターへのバスを運行すること

(3) 高根台、習志野台方面から、医療センター・馬込霊園へのバス路線の新設。

(4) アンデルセン公園利用者のためのバスを増発すること。

(5) 高根公団～さつき台間のバスを増発し、終バスの時間延長を行なうこと。

(6) 船橋～中沢間のバス路線の新設（運動公園からのバスの延伸）。

(7) 船橋駅北口と行田団地間のバス路線の新設。

(8) 津田沼駅～日大理工学部前間の、日大付近バス路線の運行計画の見直しを行なうこと。

(9) 必要な箇所にバスベイを設けること（宮本・古和釜線－習志野台1丁目、296号線、木下街道など）。

(10) 船橋駅北口から北習志野・豊富農協・古和釜方面へのバスの増車と、終バスの延長をすること。船橋駅北口から豊富行のバスを倍加すること（利用者が多い）。

(11) 船橋駅北口～金杉台団地路線の夜21：30以降の本数を増やすこと。

(12) 津田沼～千葉病院前のバス増発と定時制の確保。

(13) 競馬開催時、行田～西船橋間のバス定時制の確保。

(14) 坪井地区へのバス乗り入れを実現すること。

(15) 西船南口～行田団地行きバス（都市計画道路経由）。

(17) 八木が谷から二和駅・三咲駅の循環バス路線新設。

(18) 高齢者や障害者が乗り降りしやすい低床バスへの改善。

(19) 馬込沢駅を通る丸山地域内を循環するワンコインバスの新設。

(20) 若松団地から船橋駅までのバスの増便。

(21) 西船橋～桐畑間、西船橋～白井間のバスを増便すること。

(22) 二宮神社～津田沼グリーンハイツ間（田喜野井6丁目）の運行復活、津田沼グリーンハイツ～前原東6丁目フレッシュタウン～藤崎間の路線開設を、習志野新京成バスに要望すること

5. マイカーに依存した交通体系から、公共交通を中心とした交通体系へ転換を図ること。

(1) 交通困難地域対策に取り組むこと（みやざき台、習志野台、大穴北4丁目～三咲、楠が山、金堀、豊富）。

(2) 交通不便地域の高齢者等のために、100円程度で利用できるコミュニティバスの運行を図ること。

(3) 三田地域、三山・習志野地域に乗り合いタクシーを導入すること。

6. 女性の社会進出を高めるために

女性の管理職への登用を積極的に行うこと。

- (1) 各種審議会・協議会委員に女性を抜本的に登用すること。
- (2) 女性パート労働者に対しての実態調査を行ない、待遇改善などの提言を行なうこと。

7. 三番瀬をラムサール条約登録湿地に指定するようとりくむこと。

8. 船橋市域の水際線（海浜公園の浜除く）に市民が近づけ親しめるよう、企業や港湾管理者と協議し、周辺整備を行うこと。

9. 国有地の取得について

- (1) 国有地の払い下げについては、地方自治体が優先的に取得できるよう、財務省に働きかけること。特に、道路沿いや市街地など歩道や公園、公共施設の建設が予定される地域では事前に連絡するよう求めること。
- (2) 古作1－8－7の国有地等は地域住民の意見を聞いて市民のために利用すること。
- (3) 三山8丁目自衛隊官舎跡地については、財務省への早期移管、市による早期取得を実現するため、国と協議し、境界確定作業を市で行うこと。

10. 大穴市民プール跡地利用については、市民の声を聞く機会を設けること。

03. 総 務 部

1. 成果主義賃金制度は職員の意欲を低下させ、行政サービスを低下させるので導入しないこと。
2. 非常勤や臨時職員の賃金を引き上げ、生活できる金額とすること。放課後ルーム指導員の賃金引き上げをすること。
3. 職員の採用に当たっては公正を貫くこと。プライバシーを守った形で、順位、点数なども公表すること。
 - (1) すべての職種について公募を行なうこと。
 - (2) 退職者や年度途中の欠員等については正規職員で完全に補充すること。
4. 市民サービスに直結する部門の職員の配置基準を後退させないこと。
5. 残業時間の偏在をなくし、必要な人員を確保すること。
6. 職員の業務姿勢について
 - (1) 職員は専門家として、自分の仕事についての学習・研鑽に務めること。
 - (2) 相談にきた市民の要求がたらい回しにされないよう親身になって相談にのること。
 - (3) フェイスの総合窓口の職員はパートでなく正規職員を配置をすること。
 - (4) 職員研修に憲法を体系的に学ぶよう改善すること。
7. 業務の民間委託を拡大しないこと。
8. オンブズパーソン制度を創設すること。
9. 情報公開を拡大する。公社等、市が出資している法人の情報も公開すること。
10. 補助金が規則や要綱での根拠がなく長年支出されているものがあるので例規で定めること。
11. 各審議会委員選任については、広く公募制をとりいれ公募委員の枠を拡大すること。
12. 行政資料室には、市の行政資料をすべてそろえ内容を明らかにすること。各課のもっている要綱・基準もそろえること。ホームページ上でも公開すること。

04. 財 政 部

1. 公共事業においては、労働者に適正な賃金が支払われるよう公契約制度を導入すること。
2. 縁故債の借入は低金利のものになるよう入札を行うこと。
3. ひきつづき入札制度の改善に取り組み、「談合」の防止に努めること。総合評価方式を導入すること。
4. 官公需の地元中小業者向け発注を増やすこと。
 - (1) 市の発注する工事の下請事業者には市内業者の受注割合を拡大するよう、あらゆる機会に元請事業者に要請すること。
 - (2) 共同企業体を構成する業者に発注する場合、「地元請負業者の仕事比率」を高めること。
 - (3) 分割発注などで小額の発注とせずい意契約を増やすこと。
5. 小型自動車競争事業は廃止すること。
6. 競馬・オート開催時の交通対策を強化し、付近住民に迷惑をかけないようにすること。
 - (1) 中山競馬開催日、場外馬券発売日の周辺道路の混雑解消をはかり、周辺の迷惑にならないよう整備すること。
 - (2) 中山競馬場の場外馬券販売の通年化に反対すること。
 - (3) 船橋競馬場、オートレース場での場外券販売をやめること。
7. 民間委託をしている市の業務のなかで、できるものについては障害者団体に委託し、障害者の就労の条件を広げること。
8. 建設業退職共済掛金納付が公共事業について厳正に行われるよう監視、指導すること。
9. 土地開発基金の塩漬け土地を処分すること。基金の額は10億円程度に減らすこと。

05. 税 務 部

1. 税の徴収においては、納税者の生活実態を調べ、強権的な徴収を行なわないこと。
2. 税制について「総合、累進、生活費非課税」の原則に立った改正を求めるよう政府に要請すること。
3. 老年者控除の廃止、給与所得控除の削減、定率減税の廃止、公的年金控除の廃止、また、住民税のフラット化などの庶民増税が実施されているが、元に戻すよう国に要請すること。
4. 子ども手当の財源として、配偶者控除、扶養控除の廃止に求めないように要請すること。
5. 消費税の税率引き上げに反対すること。また食料品など生活必需品は非課税にするよう求めること。
6. 固定資産税について
 - (1) 地価下落に応じた評価額の引き下げを行ない、税額を引き下げること。
 - (2) 固定資産税の路線価については、いつでも見られるようにすること。課税ミスを根絶し、是正する体制をとること。
 - (3) 固定資産税の評価方式を収益還元方式に改めるよう国に要請すること。
 - (4) 宗教法人の非課税施設がもっぱら宗教活動に使われていない場合には、適正に課税すること。
 - (5) マンション敷地内の公共的性格を有する諸施設(公園、プレイロット、緑地、道路、通路、防火水路、集会所など)の固定資産税を軽減すること。
 - (6) 私道でも公衆用の道路は非課税であることを周知し、課税されている土地の町会には特に徹底すること。
7. 市税減免の基準を明確にし、それを市民に広く知らせること。
8. 都市計画税の税率は引き下げること。目的税である都市計画税・事業所税については、その使途を市民に明らかにすること。
9. 習志野自衛隊基地については、隣接土地と同じ評価水準で、固定資産税を課税するか負担金を算定額まで増額させること。
10. 中央競馬会へ課税措置をとること。
11. 資本金1億円以上の市内法人の法人税均等割を制限税率に引き上げること。
12. 有料道路への固定資産税を課税すること。

06. 消 防 局

消防職員による性犯罪事件が連続したことについて、真剣に分析・対策を取り、今後とも再発防止に努めること。

セクハラ事件を起こした職員については、反省したことが明らかになるまでは、責任ある部署には着けないこと。

1. 行政改革として消防職員の削減は行なわないこと。 常備消防の強化に責任をもつこと。
2. 消防団運営費については、町会自治会が負担することがないように適正な補助を出すこと。
3. 古和釜分遣所の建設。
4. 救急ネットワークを市境地域では他市の病院にも搬送すること。
5. 市民の安全を確保する、災害に強い街づくりを進めるための提案
 - (1) いつ災害が発生しても対応できるよう、緊急水利対策として市街地を半径120メートルの円で埋め、その中心に近い所に「耐震性のある」100トン規模の貯水槽を設置する。
 - (2) 消防車両の通行が出来なくなることを前提に、貯水槽近くに可搬式ポンプを配備する。
 - (3) 初動消防力を高めるため、常備消防と市民が連携できるよう組織整備を行ない、緊急時に対応できるようにする。
 - (4) 常備消防力を直ちに基準まで整備し、さらに道路網などを再検討し、災害時に移動困難な個所に分遣所を設置する。
 - (5) 消火栓の位置を明確にする対策を。(自動車が駐車する)

07. 市民生活部

1. 支所、出張所、連絡所の増設について

支所は東西南北4ヵ所程度、出張所は中学校区、連絡所は小学校区に設置すること。また、市民が市役所ではなく、出張所ですべての業務が完了するように、福祉関係事務をはじめ、業務を拡大すること。

※丸山公民館に出張所か連絡所を設置すること。

※三山市民センターに出張所を設置すること

2. 街路灯の整備を積極的に行なうこと。特に、学校・公園周辺の防犯灯の設置を行なうこと。切れた電球の交換はすぐおこなうこと。

- ・飯山満駅周辺

- ・小室駅から公園までの道に街灯の設置。

- ・小室駅前の幹線道路の街灯を明るく。

- ・新京成線三咲駅への昔の農道の街灯を明るく。

- ・夏見通りバス停馬込霊園前から木下街道に至る坂道に街灯の設置（雨の夜一度歩いて実感してください）。

- ・夏見台団地から夏見台小に向かう道に街灯の設置。

- ・七林小・中学校周辺の街灯をもっと明るく、本数の増設。

- ・木下から行田への道路に街灯を左右に。

- ・総武線西船橋駅北側で西船橋駅から東にむかって、跨線橋までの道路に街灯の設置。

- ・印内一丁目付近の街灯の設置。

- ・薬円台公園や薬円台小学校周辺に街灯の増設。

- ・下総中山駅付近の街灯の増設。

- ・本中山地域の街灯の増設。

- ・坪井中学校付近の街灯の増設。

- ・三咲小学校横と官舎周辺に街灯の設置。

- ・原木中山駅から産業道路に行く前のトンネル入口付近を明るく（街灯の設置を）。

- ・小栗原小裏側通りに街灯の設置を。

- ・海老が作公民館のまわりが暗いので、防犯灯の設置を。（以前から指摘してきましたが、公共施設のある地域は自治会に加入していないため、自治会が設置する防犯灯の谷間となっている公共施設周りに防犯灯を設置する対策を求めます）

- ・習志野台2丁目→水道局→JuJu 広場までの市道に歩道を照らす防犯灯がない、又は少ないので設置を。

- ・海松台公園～東金街道の指導の街灯を明るく

3. すべての交番に常時警官を配置すること。次の場所に交番の設置を県警に要望すること。
 - (1) 行田団地の交番など、不在が多い交番を常駐にすること。
 - (2) 三咲駅前、北習志野駅前、高野台、本中山 6 丁目または 7 丁目、金杉台団地に交番の設置を。
4. 防犯ボランティアのジャンパーを全員に配布できる補助金を。
5. 警察官、青色パトカーのパトロールを増やすこと。(高野台、宮本、咲が丘、習志野、小室、大穴南、夏見、習志野台、前原西 3 丁目)
6. 自治会館建設について
 - (1) 「自治会館建設用地の国有財産の取得等に関する基準」を町会・自治会に周知すること。
 - (2) 自治会館のない自治会に対し、会館建設ができるよう用地への補助なども検討すること。
7. 本町郵便局・津田沼北口郵便局を拡大するよう求めること。田喜野井、夏見台、山手地域に郵便局を設置すること。人口増にともなうポスト、郵便局の設置を郵便事業㈱に要望すること。
8. 年金について
 - (1) 宙に浮いた 5 0 0 0 万口の解明を早急にすすめるよう政府に申し入れること。
 - (2) 誰もが老後の暮らしを安心しておくれる年金制度にするため、国庫負担を引き上げ、最低保障年金制度を創設するよう、国に求めること。
 - (3) 社会保険事務所年金相談の電話がつかないのを改善を求めること。
 - (4) 窓口ですぐに対応できるよう、体制を整備すること。
 - (5) 市の窓口でも年金相談を行うこと。
 - (6) 年金情報を加入者全員に積極的に通知すること。

08. 環 境 部

拡大製造者責任の法制化を強く国に要請すること。(家電リサイクル法による廃家電のリサイクル費用はメーカー負担にすること)。また、産業廃棄物については中核市移行による許認可権を生かし、良好な環境を維持すること。

「船橋市一般廃棄物処理計画」の基本項目達成のため、具体的手立てを早急に進めること。又、「船橋市CO₂削減地域推進計画」の目標達成のため、具体的手立てを早急に進めること。

◎ クリーン推進課

1. 北部清掃工場の建て替えについては、市民の声を充分にとり入れ進めること。
2. 剪定枝リサイクル事業について、ジャンクサービスへの許可及び単独随意契約を行わないこと。
3. 家庭ゴミの有料化を行わないこと。
4. 清掃工場運転管理などの委託契約については公正な「競争入札」によること。
5. 粗大ゴミの収集の有料化をやめること。
6. 分別収集の徹底による減量化に取り組むこと。
7. ゴミとされた家具・自転車・衣類等が補修・修理できる体制をつくり、市民に販売できるルートを設けるなど、リサイクル事業を強化すること。
8. デポジット制の導入や塩ビ等の有害物を製品に使用しないよう規制強化を国に求めること。
9. 建て替えと合わせて計画されている北部清掃工場の余熱の利用については、市民の要望をよく聞き、計画を作成すること。
10. ゴミの最終処分地確保と助成制度の新設を国・県へ要請すること。
11. 企業や家庭のゴミを少なくする啓蒙運動をすすめること。
12. ゴミ袋は「指定以外のもの」でも可とすること。
13. ペットボトルについて、現在の拠点回収では、燃えるゴミとして出してしまいがちであり、ペットボトル回収を各ゴミ置場で回収すること。
14. ビン・カン回収容器を改善すること。

◎ 環境保全課

1. アスベストによる被害を防ぐための対策を強めること。市の施設だけでなく民間施設の建設解体では、万全の飛散対策を行うよう監視指導すること。
2. 道路公害の全面的な調査をすすめ、沿道住民の健康をまもる対策を強めること。
3. 教育委員会と連絡をとり児童生徒の呼吸器系の実態調査を行ない、公害対策を強化すること。
4. 川の汚染防止のために各戸に流し用のコシ紙のゴミ袋を無料配布すること。

5. 二酸化チッソ（NO₂）の環境基準値を 0.02ppm 以下で条例化すること。
6. 地下水の汚染防止対策を強めること。
 - (1) 汚染源となる工場などに対する指導を徹底すること。
 - (2) 井戸水の検査を市の責任で行なうこと（トリクロロエチレンなど）。
7. 自衛隊下総・習志野基地の飛行機、ヘリコプターの騒音について定期的に測定を行ない、公表すること。訓練に関する環境協定を結ぶこと。
8. 東武鉄道に騒音対策を行なわせること（馬込町市営住宅など）。
9. 新京成二宮鉄橋、京成線海神 2 丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
10. 丸山 4 丁目ゴルフ練習場、強風時の騒音対策を行なうこと。
11. 野焼きの実態を調査し、中止するよう指導すること。
12. 船橋駅前バスターミナル及び原木中山駅の鳩の糞害対策を行うこと。

◎ 環境衛生課

1. 空地の雑草除去及び防虫について、地主への指導も含め、適切な対処を行なうこと（とくに通学路周辺）。
2. 公衆便所を増やすこと。主要な駅に設置すること。また、津田沼北口（公衆電話の周辺の悪臭対策）、新京成北習志野駅は早急に設置すること
3. 「し尿くみとり」の無料化をめざし、当面値下げすること。
4. 合併浄化槽設置の補助金を増額すること。
5. コミュニティプラントの管理、補修に補助をすること。
6. 葬祭事業について
 - (1) 墓地の拡充については、交通問題等、地域住民に迷惑をかけないこと。
 - (2) 園内の道路案内を整備し、スムーズな車輛の通行をすすめること。混雑時は車輛の誘導員を置くこと。
 - (3) 永代使用料の引き下げを行なうこと。
 - (4) 市営霊園に合葬式墓地を設置すること。
 - (5) 市の葬祭事業の拡充を徹底すること。
7. 動物の死体処理については、土日・祝日・時間外も対応できるようにすること。

◎ 産業廃棄物課

1. 楠が山、平成建設工業㈱の違反行為について毅然ととりしめること。
 - ・ 不完全な燃焼の改善（悪臭をもとから出さない）
 - ・ 残土条例違反の是正
 - ・ 土・日・祭日の燃焼行為についての指導監督体制をとること。
 - ・ 井戸水への汚染について企業負担で調査すること。

09. 経 済 部

平成14年にまとめられた「船橋市商工業進行ビジョン」が全く生かされていない。多額の予算を投入して策定した本計画の中で活用できる事項は早急を実施していくことを求める。

鹿児島市では中心市街地活性化事業として多数の事業が展開されていて、地域でお金が回る努力がされている。福島県では大型店出店規制条例が制定されるなど従来の大型店の出店放任政策への見直しが始まりつつある。深夜営業などは青少年の健全育成、エネルギーの浪費などからも見直しが必要である。

また、商工会議所などへの団体助成金が条例や規則の根拠が無く支出されていることは公金の支出の原則からもあってはならない。公共的な目的にかぎり、条例等に明確な根拠を定めるべきである。

農業振興について

- (1) TPP、FTA、EPA など、輸入自由化推進路線を改め、食料自給率を引き上げ、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮するよう、国に要望すること。
- (2) 市内生産野菜の指定品目をふやし、補償率を上げること。小中学校で市内野菜などの消費を高めるため、生産者（農協）・市場・教育委員会の連携をつよめること。
- (3) 米輸入をやめるとともに自給率向上、主食保護、食の安全のためWTO諸協定の改正を政府に要請すること。日米 FTA 交渉はしないよう求めること。
- (4) 農地の宅地なみ課税の撤廃を国に要求すること。
- (5) 遺伝子組み替え食品の表示は義務づけるよう国に要請すること。安全性が確認されるまで輸入を禁止するよう求めること。
- (6) 農地の違法転用を防ぐため、パトロールを強化すること。
- (7) 農民の健康診断の助成を増やすこと。
- (8) のり、あさりなどの青潮被害についてマイクロバブルの効果を検証する実験を行い助成をすること。
- (9) 農業用廃棄塩化ビニールフィルムやポリエチレンフィルムの処理について農家の負担を軽減すること。
- (10) 住宅地に隣接する農地では、農薬散布の際にどんな農薬をいつ散布するのかを周辺住民に周知するよう、指導すること。
- (11) 生産緑地地区の追加指定を行なうこと。
- (12) 市民農園の拡充と「子どもたちの体験農業の場」を設置すること。

商業振興について

1. 大型店のこれ以上の進出を規制すること。
 - (1) 大手スーパー、デパートなどの営業時間、不当な安売りなどを規制し中小小売店の営業を守ること。
 - (2) 大店立地法による大型店の進出に際しては、良好な都市環境の形成の視点を加え、地域コミュニティへの影響を審査基準に加えること。
 - (3) 審議会を設置し地元住民、消費者、商店街、中小小売業者の意見を反映させること。
 - (4) 大型店の荷物の搬入は、日中に行なうと、交通渋滞の原因となるので改善すること。
 - (5) 大型店の駐車場待ちの車は交通渋滞の原因となるので、改善させること。
2. 本町商店街の路上駐車対策と、本町スーパーやマイチの市道上の駐輪対策をとること。
3. 不況が深刻化、長期化する中で中小業者の振興対策を強化すること。とくに零細事業者対策を行なうこと。
 - (1) 産業振興条例や船橋市商工業振興ビジョンを実効あるものにするため、今後も市内商工業者の意見をよく聞き具体的手だてを予算化すること。
 - (2) 市独自の緊急融資制度を創設すること。
 - (3) 官公需の地元発注をふやすこと。特に分割できるものについては分割発注し、小規模零細業者への発注をおこなうこと。特定業者に偏らないよう各課への発注指導をすること。提出書類事務の簡素化を行なうこと。
 - (4) 小規模、零細業者が主に利用する特別小口融資制度を不況対策として、赤字でも利用できるように改善すること。
 - (5) 融資返済困難者に対しては、返済期間、据え置き期間を長期化すること。元金返済の据え置き措置など行なうこと。その場合、ペナルティーは課さないこと。
 - (6) 住宅リフォーム資金助成制度を創設すること。
4. 商店街活性化のため、助成を行なうこと。
 - (1) 空店舗対策のアドバイスや助成を行なうこと。
 - (2) 街路灯の設置・維持管理は全額公費で行なうこと。
5. 高齢者等が身近な所で買物ができるような商業振興をはかること。
6. 働く人の雇用を守ること。また、職業病などの相談会を中央公民館で開催できるよう支援すること。(他市は会場使用料免除、市が確保している)
7. 勤労市民センターは、勤労者の使用料を無料とし、その他の使用料も引き下げる。また、駐車場についての対策をたてること。
8. 海浜公園、アンデルセン公園の入場料を無料とすること(特に子どもについて)。また、子ども達の安全をはかるため必要な場所に職員を配置すること。
9. 海浜公園の、浜の「アオサの清掃」をまめに行なうこと。
10. 海浜公園に野鳥観察所を設け、生物と三番瀬の看板を設置すること。

11. 海浜公園野球場のグラウンドを整地すること。周りのネットを、硬式野球もできるように、もっと高くすること。
12. 港区で行っている雇用支援制度「ビジネス版インターンシップ」の導入など若者の就職支援制度を取り入れること。
13. 道路を占有して商品を展示している商店を指導すること。

◎ 中央卸売市場

1. 中央卸売市場の今後のあり方については、市場の活性化について生産者、商店、卸、消費者、議会の代表者による審議会を設け、検討すること。
2. 市場のコンクリート塀は、植栽にし、街の景観を高めること。
3. 教育委員会と連携し、地産地消給食の実施や、社会科の授業で紹介するなど、市独自の施策を展開すること。
4. 次期、卸売市場整備基本方針に向けて、中央卸売市場として存続するために、取扱量を増やすための具体策をとること。

10. 健康福祉局

1) 健康部

◎ 健康政策課

1. リハビリ病院の個室料をやめること。また、食事代を引き下げること。
2. 小児科や産婦人科など不足する医療体制の充実に努めること。
3. 看護学校の定員を増やすこと。
4. 船橋中央病院の存続を国に求めること。

◎ 健康増進課

1. ガン検診を無料に戻すこと。すべての科目で年齢制限を撤廃すること。受診率向上に努めること。
2. 健康保険別に行われているメタボ検診の実態を把握し、市民の保健事業に生かすこと。
3. 子どものインフルエンザ予防接種に助成をおこなうこと。
4. 市の独自基準をつくり、妊婦検診の自己負担をなくすこと。
5. 子宮頸ガン・ヒブ・肺炎球菌ワクチンの全額公費助成を。

◎ 国民健康保険課

1. 国保の広域化に反対すること。
2. 国民健康保険料を引き下げること。
3. 保険証の更新に際しては、加入者全員に無条件で郵送交付し、資格証明書や短期保険証は発行しないこと。
4. 生活に困窮する世帯の保険料の減免を拡充すること。制度を市民に知らせ、利用を拡大すること。
5. 医療費自己負担の減免制度の拡充をはかり、低所得の人が安心して医療にかかれるようにすること。医療機関と市民に制度を周知すること。
6. 人間ドッグに助成すること。
7. 船橋市老人医療費助成制度の周知を徹底すること。
8. 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を要請すること。
 - (1) 資格証明書、短期保険証の発行をおこなわないこと。
 - (2) 保険料の値上げを行わないこと。
9. 特定健診は誕生月から3ヶ月間に改善すること。

2) 保健所

1. 食品や環境の衛生監視員を増やすこと。食中毒の防止の指導強化に努めること。
2. 健康診断が行える体制を整えること。
3. 水質検査を復活すること。
4. 精神保健福祉士・保健師を増員すること。精神保健の相談・訪問・支援体制を抜本的に強化すること。

3) 医療センター

1. 費用負担を県に要請すること。
2. 差額ベッド料の徴収をやめること。緩和ケア病棟の個室料徴収はやめること。
3. ガン患者や介護が必要な入院患者の退院にあたっては、退院後の相談にしっかりとすること。
4. 医療センターへの送迎バスを運行すること。早急に医療センターのバス停を敷地内に移動し、病院玄関に近づけること。

4) 福祉サービス部

◎ 地域福祉課

1. 福祉銀行の貸付の額を引き上げること（当面、1カ月の生活費に見合う最低額として10万円に）。原資を引き上げること。
2. 市独自の生業資金貸付制度の新設をすること。
3. 民生委員の研修については、介護保険や生活保護など、市民の要望の高いものについては、充実させるなどの援助をおこない、民生委員の資質の向上に努めること。
4. 路上生活者の自立を支援する施設の設置を。

◎ 高齢者福祉課

1. 高齢者への悉皆訪問調査を行い、実態を把握して施策に反映させるとともに必要な個別の支援を行うこと。
2. 特別養護老人ホームを増やし、必要な人が待たなくても入所できるようにす

ること。

3. 市立特別養護老人ホームを建設すること。
4. 療養型病床の増床をすすめること。がん患者、透析患者、糖尿病患者など、医療が必要な要介護高齢者の入所施設を確保すること。
5. 総武線以南の地域は施設・在宅ともに、介護サービスが不足しているので整備すること。
6. 生きがい福祉事業団の事業内容の充実をはかること。時給を引き上げること。
7. 敬老行事助成金を元にもどすこと。
8. はり・灸・マッサージ助成制度をもとにもどすこと。
9. ねたきり老人のおむつ代を増額すると共に、入院ねたきり老人のおむつ代助成制度についても適用をひろげること。また支給にあたっては現金支給も認めること。
10. 無料の給食サービスを復活すること。
11. 入浴券は65歳以上の全ての希望者に交付し、枚数を増やすこと。
12. 日用品給付・貸与事業について所得制限をなくし、制度をひろげること。
13. 保存版のしおりの発行など、老人福祉制度の周知をはかること。
14. 福祉タクシーの助成券については、要支援2及び要介護1、2の交付枚数を大幅に増やすこと。
15. 紙おむつ等の支給対象を介護度4、5以下にも広げること。

◎ 介護保険課

1. 軽度者へのサービス取り上げなど、介護保険の改悪に反対すること。
2. 居住費や食費への市独自の独自助成を行うこと。
3. 利用料助成制度を拡大し、預貯金調査は中止すること。
4. 基金は全額取り崩し、介護保険料を引き下げること。
5. 介護保険制度について住民の周知を徹底すること。市主催の説明会や地域に相談窓口なども設けること。申請できない人へは特別の支援を行うこと。
6. 介護認定にあたっては、介護を要する実態をもれなく把握し、認定審査に反映させること。そのための職員を確保すること。
7. 認定審査はコンピュータ判定にこだわることなく、住宅事情や同居者の実態など、介護を要する申請者の生活実態にあわせたものにする。
8. 居宅介護福祉用具購入費については、受領委任方式を取り入れること。
9. 在宅の場合、限度額では不足するので、ショートやデイ、ホームヘルプサービスの上乗せサービスを実施すること。
10. ホームヘルパーや介護施設職員など介護労働者の待遇改善を国や事業者に働きかけること。
11. ホームヘルパー資格講習は、希望者が受けられるよう対象枠を広げること。
12. 介護保険の通院の介助については付き添いも認めること。
13. 普通徴収による介護保険料の納付は、コンビニでも行えるようにすること。

◎ 障害福祉課

1. 障害者自立支援法を廃止し、障害をもつ当事者の意見が反映された新法制定を国に求めること。以下のことを実施すること。
 - (1) サービスを選択できるように、障害福祉サービスの基盤整備をすすめること。
 - (2) 障害者に負担を負わせる一部負担金をなくすため、独自助成を行うこと。
 - (3) 施設入所者を追い出す基準の実施はやめること。事業所の報酬を月払いにもどすこと。
 - (4) 北総育成園など、旧法律で運営している施設がこれまで通り存続できるようにすること。
2. 市内のバリアフリー化をすすめること。
 - (1) 学校や公民館など公共施設には必ずエレベーターを設置すること。ユニバーサルデザインのトイレを普及すること。
 - (2) 視力障害者が安心して歩ける道路の整備をすすめること。
3. 公共施設や主要駅前に常設の福祉ショップを設け、就労の場や作業所の製品の販路を拡大すること。
4. 重度身体障害者の医療費助成に関し、窓口で本人が一時立替えをしないですむ方式に改善すること。一部負担金などは取らないこと。
5. タクシー助成は、立て替え払いをなくし、増額すること。また、1級、2級に限らず、これらに準ずる障害者にも適用すること。
6. 腎炎、ネフローゼ疾患などに対する難病援助金を20歳以上の人にも支給すること。
7. A L Sなど在宅で人口呼吸器を装着している患者への支援を行うこと。
 - (1) 市が財政負担をし、緊急受け入れやショートステイのベッドを市内で確保すること。
 - (2) 在宅患者の家族の負担軽減のための特別な対策を行うこと。

◎療育支援課

1. さざんか学園の委託は行わないこと。
2. 東西マザーズホームの事業に母子分離を取り入れること。
3. 軽度発達障害児の支援体制を拡充すること。
4. 臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職を増やし相談・支援体制を充実すること。
5. 障害児に支給される入学祝金については、普通学級に入学する障害児にも支給すること。

◎ 生活支援課

1. 相談員、ケースワーカー、調査員を国の基準よりも大幅に増やすこと。社会福祉士を増やすこと。
2. 生活保護受給者に臨時的一般生活費（家具什器費、移送費、更新料など）の支給について周知を徹底すること。
3. 生活支援課の窓口に来た人の話は相談員が聞くこと。
4. 申請書は出張所など身近な窓口に置くこと。また、インターネットでダウンロードできるようにすること。
5. 生活保護決定のための調査期間は短くすること。
6. 受給者の自立のため、援助は親身になって行なうこと。
7. 生活支援課の面接室を増やし、待ち時間をなくすこと。
8. 生活支援課の建物の外壁を明るい色で塗装すること。

5) 子育て支援部

◎ 保育課

1. 市立保育園の民営化は行なわないこと。
2. 保育園を増設し、待機児童を解消すること。そのために、市立保育園を整備すること。
3. 正規職の保育士、栄養士、看護師、調理師を増員すること。すくなくとも4月時点では、正規職を定員配置すること。
4. 本来の定員を超える児童の受け入れをやめること。
5. 保育料の減免制度は、現年度の所得が減った場合など保護者の生活実態に即したものに拡充し、制度を周知すること。
6. 時間外の保育士の配置基準を日中の基準並に改善すること。
7. 夜間保育の実施、病児保育、休日保育のできる保育園の増設を。そのための補助を大幅にふやすよう国に要求すること。
8. 認可外保育施設通園児補助金を大幅に増額すること。補助基準を保育所の入所基準に合わせること
9. アレルギー給食の質を低下させないこと。
10. 一時保育の実施園を全市に拡大すること。利用料を引き下げること。
11. 子育て支援センターを行政コミュニティ単位に早急に設置し、子育てに不安を抱える保護者への支援を強化すること。また、保育所、保健センター、児童ホーム、幼稚園、児童相談所との連携をはかること。
12. 子育て支援センター利用者のための送迎バスを運行させること。

◎ 児童家庭課

1. 母子等家庭児童養育手当を復活させること。
2. 児童扶養手当証書の交付は、本庁に来なくてもすむよう、出張所でできるようにすること。
3. 児童相談所を船橋市に誘致するよう県に要請すること。
4. 母子家庭医療費助成、高等学校就学援助の所得制限をなくすこと。
5. 乳幼児医療費を中学校卒業まで無料にすること。一部負担金を廃止すること。
6. 父子家庭に対する援助を拡大すること。

◎ 児童育成課

1. 放課後ルームについて
 - (1) 増設し、待機児童をなくすこと。
 - (2) 4年生以上の児童も対象とすること。
 - (3) 子どもたちの使う備品や消耗品の予算を増やすこと。
 - (4) 1日単位で子どもを預けられるようにすること。
 - (5) 育成料を引き下げること。減免制度を設け、保育料負担を上回る育成料はなくすこと。
 - (6) 開所時間を7時からにすること。
2. 児童ホームについて
 - (1) 当面、コミュニティに1館を早期に実現すること。(本町、二和、坪井、大穴地域)。既存の児童ホームから離れている行田、芝山、丸山にも設置すること。
 - (2) 職員を増員し、乳児から中高生まで年令に応じた内容で事業を実施すること。特に高校生の「居場所」を位置づけること。

1 1. 建設局

1. 海老川上流域特定区画整理事業などの新たな大規模開発は、地球温暖化の点、市の財政負担を全く明らかにしていない点などから、進めるべきでない。飯山満土地区画整理事業での保留地の評価額と現価の差額が生じているが、赤字の穴埋めに税金の投入を行わないように対策をすること。
2. 市営住宅の整備計画、都市機構住宅の削減を許さない立場に立つこと、現在進行中の高根台団地の建て替え事業での余剰地（整備敷地）については、公共利用を積極的に進めること。
3. 市緑の基本計画では、2025年の人口を56万人と想定し、2025年までに一人あたり都市公園面積を9㎡とし、当面2015年までに5㎡としている。この目標を達成するため、年次計画を明らかにして取り組むこと。
4. 土地開発基金に10年以上塩づけとなっている20億円ほどの土地がある。不用な土地は処分し、市民からの要望強い借り上げ緑地の買い取りや都市機構の余剰地の買収等に活用すること。

1) 都市計画部

1. 市民参加のまちづくりをすすめるため、新たに「まちづくり条例」を制定すること。
2. 「船橋市環境共生まちづくり条例」は、市基本構想や市都市計画マスタープランのめざす方向と一致するように改正を行なうこと。
3. 平成19年4月1日より、農業振興地域の新たな開発ができないなどの改正条例が施行されることになった。施行の実効性について評価を行い、引き続き規制強化をおこなうこと。
4. 用途区域の指定以外の土地利用を、周辺の町と整合するよう条例化すること。

2) 都市整備部

1. 南口再開発事業及び、フェイスビルについて
 - (1) 大口地権者5法人に、負担に応じた保留床の提供を要請すること。
 - (2) 市の施設については、市民の声をよく聞いて運営すること。
 - (3) 将来の財政計画を明らかにし、市民に負担をかけないようにすること。
 - (4) フェイスB1階に、多目的トイレの設置を。
2. 飯山満地区の区画整理については、当初の計画より市の負担が大幅に増えている。事業の見直しを行ない、アクセス道路と広場の整備について住民の声をよ

く聞き慎重に行なうこと。 全情報の開示を！

3. 財政計画もない中での海老川上流域土地区画整理事業への支出は浪費そのものである。事業の凍結をすること。
4. 坪井町の区画整理について、地内に市民が必要とする公共施設を設置すること。
(保育園・駐輪場)
5. 東葉高速鉄道について
 - (1) 飯山満駅へのアクセスを早急に整備すること。
 - (2) 東葉高速鉄道「東海神駅前広場」を整備すること。
6. 公園の建設を進めること。
本郷、二子町、葛飾町地域、松が丘 2 丁目、松が丘市民の森の土地を取得し公園とすること、二和西 4 丁目地域、飯山満 2・3 丁目、駿河台地域、丸山 4 丁目、丸山 2 丁目、前原西地域、藤原 3 丁目、西船橋南口地域
7. 公園施設の改善・管理について
 - (1) 緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和をはかること
 - (2) 公園の危険箇所は、早急に改善すること。必要な修繕がはかれるよう、予算を増やすこと。
 - (3) バスケットボード、スケートボードなどの設置で若者が利用できる広場を建設すること。
 - (4) 時計が設置されていない公園が多いので、順次設置していくこと。
 - (5) 丸山 1 丁目牧の里公園・勝間田公園に水遊びができる遊具を設置すること。
 - (6) 勝間田公園に緑を増やすこと。
 - (7) 東中山 1-26、東中山児童遊園は水はけが悪く非衛生的なので改善を。
8. 市内の緑を守ること。
 - (1) 緑地を保全できる条例の制定を行なうこと。ヒートアイランド減少の緩和を図るため、屋上緑化など、市民の保全活動に助成すること。
 - (2) 指定樹林の保存のため、助成金の増額や市が直接管理することも含めて検討すること。
 - (3) 市街地に残されている林について、地主の協力を得て、下刈りなどを行ない、市民が利用できるようにすること（丸山中央公園隣、藤原 3 丁目、前原西 8 丁目斜面緑地など）。
9. 凌雲荘の早期再生建設を。
10. アンデルセン公園の入園料を無料化すること。当面、大人 900 円を引き下げ、子どもの入園料を無料にすること。
11. 県民の森の借上料は県負担にするよう要求すること。
12. 金杉市民の森に、トイレの設置を。
13. 小室駅前の幹線道路の街路樹が抜けた場所に再植樹すること。
14. 医療センターよりの海老川沿いに遊歩道を設置すること。
15. 本中山地域に、災害時には避難場所になり、通常は子どもの遊び場になるような広い緑地公園を開設すること。災害時、避難場所が小栗原小学校だけでは不

安である。

3) 道路部

1. 歩行者の安全確保を第一に生活道路の整備をすすめること。歩道はあっても暗渠に巾の狭い蓋を並べたような個所が多く、小さな段差があり、安心して歩けない。高齢者、障害者、車椅子でも安心して通れる歩道の整備を。
2. バス停に屋根とベンチを設置し交通弱者の外出を保障すること。
3. 新京成新津田沼駅と JR 津田沼駅間の乗換えを便利にするための抜本的対策を。また、路上の看板撤去を。
4. 市民参加の生活道路（駅まで、通勤通学、買物）整備計画を作成し、年次計画にしたがって進めること。
5. 住宅街区域内の交通について、市と住民がともに一方通行など車両規制による歩行者の安全対策を講じること。(高根台4丁目の通過交通対策を住民との合意で)
6. 道路占有使用後の復旧工事は、アスファルトが破損しないよう完全におこなうよう指導すると。
7. かまぼこ道路をなくすこと。
8. 歩道をふさぐ電柱の移設をすること。
9. 次の道路の拡幅や歩道などの整備をおこなうこと。
特に緊急に拡幅や歩道の整備が必要と市民の声の強い市道。
 - (1) 市道葛飾・行田線（西船～葛飾中）
 - (2) 市道芝山・古和釜線
 - (3) 市道七林・薬円台線、七林・習志野線
 - (4) 大宮神社横飯山満駅に向かう交差点について、道路の拡幅などの改善。
 - (5) 前原中正門脇市道の拡幅。
 - (6) 山口横丁の歩道整備、段差解消、速度制限などの徹底を
 - (7) 薬円台「西友」そばの道路の拡幅。
 - (8) 二宮一丁目地域や薬円台地域に歩道を設置すること。
 - (9) 薬円台駅前郵便局前の歩道の凸凹改善と雨天時の水溜りの除去。
 - (10) 薬円台駅前の横断歩道の位置を改善すること。

- (11) 咲が丘 3 丁目 1 番地先、県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線から八木が谷にはいる道路口の拡幅。
- (12) 御滝中の生徒の通学路になっている船橋二和高校前の道路の拡幅。
- (13) 大穴北 8 丁目 1 番地先、大穴新谷津児童遊園前市道の拡幅と歩道整備。
- (14) 三咲神社横から大穴北 4 の 8 までの市道の拡幅。
- (15) 県立豊富高校前道路の拡幅。
- (16) 市場 4 丁目市道 08103 号線急坂部分の拡幅。 危険なので対応を。
- (17) 二和中央商店街通りに面した空地を買収し、部分的にも道路拡幅を行うこと。
- (18) 八木が谷(寺尾ストア)～県道（鎌ヶ谷・松戸線）までの道路の歩道整備。
- (19) マックスバリュ新船橋に通じる東武野田線沿いの道路やゴルフ練習場前道路の歩道整備。
- (20) J R 東船橋から市立船高までの道路の安全対策。
- (21) 丸山第一踏み切り商店街通りの歩行者の安全対策
- (22) 高根公民館から金杉の県道交差点までの区間の歩道の拡幅を。
- (23) 薬円台駅からの道路（西友）近隣の道、飯山満小学校周辺の道が細すぎるので安全対策を。
- (24) 葛飾・印内線の国道 14 号線交差点北側歩道の整備（特に 14 号線北側から京成踏切まで）。
- (25) 市道 00-175 線、夏見・馬込間、県道夏見・小室線について段差の解消などの整備を行うこと。
- (26) 県道夏見・小室線分岐から木下街道までの馬込・夏見線の歩道を拡幅し、歩行者、自転車の安全確保を。
- (27) 本町 1 丁目、船橋にし第 2 ガード付近、西武側の南口から北口へぬける道路の整備を。車椅子でも安心して通れるように。
- (28) 西武デパート横のガード下。道路冠水がひどい。排水の改善を。
- (29) 馬込沢駅前東口駅前横断歩道に通学の子も達のための交通安全指導員を配置すること
- (30) 大穴プール付近の歩道の整備を。
- (31) 馬込沢駅東口にロータリーを設置すること。駅西口ロータリーに一般車の停車場所を確保すること。
- (32) 馬込沢駅周辺の歩道の整備。特に、西口から若葉保育園までの道路（一部私道）整備。
- (33) 市道 05115 号線（山野町）跨線橋の歩道の拡幅。
- (34) 市道二和・金杉線の新京成踏切周辺から県道までの歩道設置。
- (35) 行田団地一印内経由西船橋間のバス通りの歩道拡幅。
- (36) 行田 1 丁目の塚田駅から行田公園へつなぐ裏道。道路が狭く。車が交互通行をするための場所はあるが、自転車や歩行者は、来る場が通り過ぎるまで、待っていることになる。拡幅をして歩道の整備を行うこと。当面の歩行者の安全対策を行うこと。

- (37) JR 西船橋駅付近、国道 14 号沿いの歩道の拡幅。
- (38) 県道夏見・小室線（小室～小野田間）の歩道の草刈、街灯設置
- (39) 三咲小学校正門前（市道）からコジマ電気前（県道夏見・小室線）に通じる道路の整備。
- (40) 三咲駅に向かう南三咲、三咲の市道の歩道整備を。
- (41) 県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線の歩道整備（三咲～鎌ヶ谷間）を。鎌ヶ谷駅周辺の改善については鎌ヶ谷市へ改良を申し入れること。
- (42) 二和向台駅周辺の歩道整備。
- (43) 二和向台駅と三咲小学校間の市道の路面排水整備を。
- (44) 千葉街道の歩道、自転車道の整備。
- (45) 新京成習志野駅北側の道路、社会福祉センター側の柵内に放置自転車があり、歩道としても使えない。有効な活用を。
- (46) 薬円台七林線から七林小学校へ抜ける道路の安全をはかるために、道路の拡幅やガードレールの設置を。
- (47) 京成西船橋駅から J R 西船橋駅までの歩道の拡幅。
- (48) 印内 2 丁目から西船橋駅方面、県道 1 4 号線までの歩道の拡幅と側溝の蓋上部の水溜り対策を。
- (49) 西船橋駅南側から線路をまたげる通路の整備を。
- (50) 西船橋駅前のバスロータリーの歩行スペースの改善。
- (51) 西船橋駅北口と南口間を自転車やベビーカーを押して渡れるような通路の改善と南口のバリアフリー化を。
- (52) 西船橋駅南側の会社バスが通行の妨げを改善してほしい。
- (53) 西船橋駅南口周辺道路の凸凹改善を。
- (54) 西船橋駅南側から北側へ抜ける、J R 線をくぐる県道船橋行徳線の歩道が暗いので改善を。
- (55) 国道 14 号西船橋駅～海神の歩道整備。
- (56) 飯山満小近辺、飯山満 2 丁目と二宮 2 丁目の境の道路の歩道の整備等安全対策。
- (57) 飯山満小～飯山満七林線～薬円台駅間の道路の整備を。
- (58) 薬円台・北習志野線の歩道整備を
- (59) 二宮 1 丁目（大宮神社下）の歩道の整備を。
- (60) 二宮 2 丁目の急坂の改善を。
- (61) 東船橋からプラネタリウムまでの歩道の整備をし、子どもたちが安全に歩けるようにすること。
- (62) 東船橋駅西側の市場通りから大神宮方面への道路、歩道の拡幅を。
大神宮の角の歩道の整備を。
- (63) 本郷町 4 8 1 先「原木インターから 1 4 号線に向かう道路の交差点手前」日産自動車側の歩道整備。
- (64) 地下鉄東海神駅付近、歩道の整備。自転車で安全に通れるように。
- (65) 飛びの台遺跡博物館～元大久保病院間の歩道の整備を。

- (66)海神駅北の狭い商店街。車の渋滞などで危険になっている。解消されていないので、商店街の協力も得て、改善すること。
- (67)県道、鎌ヶ谷大仏～三咲のバス通り、自転車の安全対策と歩道の整備。
- (68)八木ヶ谷中学校より三咲駅にいたる市道、歩道の整備。自転車の安全対策を。三咲踏切手前の部分は特に危険。ガードレールの設置を。
- (69)県立薬円台高校、県営住宅周辺の県有地を使つての歩道の拡幅。
- (70)山手3丁目、テニスコート入り口近辺、高田氏宅→行田公園入り口の自転車道路の充実、歩道と車道との段差をなくすなどの改善を。
- (71)本中山4丁目真間川南側道路の歩道の雨対策と植栽の整備をすすめること。
- (72)本中山4丁目真間川陸橋について、自転車がすれちがえるように拡幅すること
- (73)本中山5丁目から6・7丁目に行く京葉道路にかかっている陸橋の改善。
- (74)原木中山駅前の道路整備と街灯の設置を。道路両側のガードブロックは危険。とくにガード下は暗く保安上も問題である。
- (75)葛飾小学校の学区内の歩道の整備と街灯設置を。
- (76)市道上山旭町線のU字溝にフタをかけること。また、自転車も走れるようにすること。
- (77)下総中山駅北口から14号へ出る道路の整備を。
- (78)下総中山駅南口道路について、道路拡幅と一方通行にするなどの改善整備を。
- (79)下総中山駅南側小栗原小学校周辺道路の水溜り対策と安全な道路対策。
- (80)下総中山駅前から国道14号にでる交差点から東に2キロ緑を植林できる歩道の拡幅。
- (81)新高根～三咲間の道路の歩道整備を。当面の歩行者安全対策を早急におこなうこと。
- (82)船橋西高前の道路の安全対策（自転車、歩行者）を。
- (83)二子町493-9付近の道路上の交通対策。
- (84)歩道に車を乗り上げて止めてあって危険。特に宮本通り
- (85)船橋法典駅から市営住宅までの道路の整備で歩行者の安全対策を。
- (86)印内公園とゲロ池間での交差点にカーブミラーを設置すること。
- (87)小栗原小東側道路の拡幅。
- (88)西船～中山駅間の総武線沿い北側道路をきれいにしてほしい。
- (89)西船の長太郎会館前の歩道整備と14号の歩道整備。
- (90)葛飾小前道路の歩道整備。

10. 通学路などの歩行者の安全対策を行なうこと。

- (1) 法典西小北門前の市道のスピード規制。
- (2) 二和・金杉線の二和西4丁目の歩道上に商店の品物が並べてあり、歩きづいので指導し是正すること。
- (3) 金杉台2丁目2-24横の給水施設の敷地のすみきりを行い、市道1639号線の見通しをよくすること。

- (4) 飯山満 3 丁目「セントラルコーポ」の児童の、通学路の安全確保。
- (5) 丸山中央通り商店街の歩行者の安全対策。とくに車のスピード規制。
- (6) 葛飾小、中学校前の道路、歩道の整備。
- (7) 葛飾中、葛飾小に通じる葛飾川に「フタ」をして通路として利用することができるよう（コープ西船－保育園－葛飾小－京成西船）。
- (8) 夏見、船橋中学校南側、夜道の安全対策。
- (9) 夏見台小学校の通学路は、スクールゾーンの時間帯で、保護者が立っていても、車が強引にはいってくる。月に 2 回、警察にも協力を得ているが改善されない。県道の通り抜けの車が多いので対策を。
- (10) 飯山満小学校前に歩道を。
- (11) 東船橋駅、周辺の市場通りに抜けていく道路、駅へ向かう箇所に信号の設置を。
- (12) 二宮小学校前の歩道の凸凹の整備。
- (13) 丸山 4 丁目 37 から鎌ヶ谷市に抜ける通称「鉄塔下道路」は、朝通り抜ける車が多いため、L 字溝にしてきちんと道路を整備すること。
- (14) 丸山地域の船取線からの通り抜け車輻に対する規制をおこなうこと。
- (15) 本中山 3 丁目小栗原小学校前道路の駐車禁止と通行時間の規制。
- (16) 馬込沢駅より、法典東小学校を通り、T 字路までの歩行者の安全対策を。（待機スペースの設置など）
- (17) 二宮出張所前の T 字路の歩行者安全対策を。
- (18) 市道 2807 号線の上山 1 丁目わらび台入口信号から木下街道間について。
 - ① 20 km/時以下の速度制限を行う。
 - ② はんぷをつけてスピードを制御する。
 - ③ 信号機のある T 字路をすみきりにする。
 - ④ 舗装を整備する。
- (19) 豊富小学校通学路となる市道豊富古和釜線の金堀町周辺に、歩道の整備を。

11. 次の交差点の改良を行なうこと。

- (1) 三咲 2 丁目 1 5 番地先（県道鎌ヶ谷松戸線と市道三咲八木が谷線）の交差点改良を。
- (2) 馬込沢駅東口駅前通りと地下道の交差点改良を行うこと。特にサミット開業後は渋滞の原因となっているので早急に行うこと。
- (3) 西船 6 丁目、7 丁目、東中山 2 丁目の十字路の改善。
- (4) 丸山 5－16－10 地先の T 字路の改良。
- (6) 県道夏見・小室線と市道高根・八木が谷線の交差点改良。
- (7) 飯山満七林線と薬円台七林線の交差点改良。
- (8) 飯山満七林線（飯山満 3 丁目 1518 付近）の交差点改良。
- (9) 県民の森の所の交差点が大雨だと必ず冠水するので改善を。
- (10) 薬円台公民館前十字路。
- (11) 357 号線浜町交差点の歩道橋は歩行者と自転車を分離するよう改良を。

12. 交通渋滞の解消をおこなうこと。

- (1) 市道 3・4・27 号線（飯山満駅と前原を結ぶ）の早期実現。
- (2) バスベイを設置し渋滞の解消を行なうこと（高根台 7 丁目、高根公園～さつき台間など）。

13. 県道や国道の改善について強く県や国に申し入れること。

- (1) 国道 296 号線沿線に十分な幅員の歩道の整備を早急に行なうこと。
- (2) 国道 296 号線の二宮神社入口・前原駅入口などに右折レーンを設けること。
- (3) 船取線の交通渋滞の解消、とくに木下街道と交差する馬込十字路の渋滞解消。
- (4) 松戸・原木線と木下街道の北方十字路の渋滞解消。
- (5) 木下街道の歩道整備など安全対策の計画を早めること。
 - ・ 右折車線の設置と右折信号の設置
 - ・ 自転車でも安全に通行できるようにすること
 - ・ 歩道の段差をなくすこと
 - ・ 電柱を移設すること
- (6) 国道 14 号線西船橋「スーパー成島」前の歩道の設置。また、歩道があっても、斜めになっている所があり、自転車の横転事故も起きている、改善を。
- (7) 県道夏見小室線の歩道整備をすすめること。

とくに、県道夏見小室線、夏見消防署の前の歩道の設置の際は、住民の意見を聞いて進めること。
- (8) 県道夏見小室線、夏見消防署の前、三咲三叉路、県民の森交差点、北部清掃工場前の冠水の対策。
- (9) 船橋・我孫子線の歩道を整備すること（金杉十字路から丸山公民館入口は早急に）。
- (10) 中沢道交差点、右折レーンを設置すること。
- (11) 北方交差点、船橋松戸線市川入り口交差点。
- (12) 県道（西船・市川線）の本中山 4-2 の角の歩道内にある電柱の移動
- (13) 県道の維持管理費を増額し、特に草刈りの回数を減らさないこと。
- (14) 下り 4 6 4 号線から上り 1 6 号線（千葉方面）に続く通路（トンネル内）のゴミ対策を行うこと。

14. 市道の名称を番号だけでなく、歴史的な意味も含めたわかりやすい呼称をつけること。

15. 以下の地域の道路冠水対策を行うこと。

- (1) 七林町の薬円台郵便局前、道路の整備（雨が降ると大きな水溜り）
- (2) 法典東小前の道路から東武線の線路の方へ流れる雨水の排水整備。
- (3) 飯山満 3 丁目ファミリーマートからオレンジガーデンケアセンターへの道排水整備を早急に。

- (4) 松が丘エネオス前の排水が悪いため、通過する車両のはっ水で歩行者が水しぶきを受け、不快な思いをしているので早急の改善を。

16. 駐輪場の設置と放置自転車対策について

- (1) 駐輪場設置のための用地を確保すること（船橋駅、法典駅、馬込沢駅、北習志野駅、西船橋駅）。
- (2) 各駅に自転車置き場（バイクも置ける）を新・増設すること（船橋駅、下総中山駅、西船橋駅、塚田駅、原木中山駅、滝不動駅、馬込沢駅、薬円台駅、習志野駅、北習志野駅、船橋競馬場駅、芝山公団バス終点付近）。
- (3) 船橋駅北口周辺の放置オートバイの対策を行うこと。北口地下駐車場などに停められるようにすること。
- (4) 駐輪場の利用料金を引き下げる。とくに、高校生や大学生の負担を軽減すること。
- (5) 民間駐輪場の設置者に補助を出し、市営のものと同一料金にすること。
- (6) 鉄道会社に駐輪場設置のための協力をさせること。
- (7) 日払いの駐輪場に人がいないときもある。急な場合に利用できる、一時駐輪場の設置を。
- (8) 自転車等放置防止に関する条例の強制撤去と利用規制の部分は再検討すること。
- (9) 違法駐輪の引き取り日は日曜がなく役所本位である。日曜日にも返却に応じること。
- (10) 放置自転車対策を行なうこと。
南船橋駅前、下総中山駅周辺、西船橋駅北口スキップマート・ジーンズメイト前、船橋駅北口、本町商店街通り、中央図書館前、スーパーヤマイチ、サミット、カラオケ遊遊、バーミヤン前、本町4-5（船橋グランドサウナ前）、本町4-7（JR線下）、本町5-1（トコヤ脇）、本町1-1（ときわ書房からさくらBK）、本町1-1（旧三和BKからショッカー）、下総中山商店街通り、北習志野駅前商店街・JuJu商店街、三咲駅前通り、二和駅前通り、薬円台駅、習志野駅、高根公団駅前（エポカ前も含む）、法典駅周辺、馬込沢駅周辺、小室駅広場、船橋駅南口
- (11) 定期利用者以外も手軽に利用ができるようにすること（船橋南口、北口）。
- (12) レンタル制の充実、拡大をはかること。北習志野駅や三咲駅、高根公団駅でも開始し、同一規格の同一機種を採用し、利用者の安全をはかること。
- (13) 北習志野駅前商店街市道路、船橋南口商店街通りは放置自転車や買い物自転車があふれ、歩行者が歩けない。地元商店街とも協議して有効な対策をとること。
- (14) 駐輪場の整理員用ボックスを広いものに改善し、冷暖房設備を完備すること。
- (15) 駐輪場整理員の時間給を引き上げること。
- (16) 街頭指導員を大幅にふやすこと。とくに放置自転車の多い駅には朝から夕

- 方までの配置をすること。JR 船橋駅北口・南口、西船、下総中山北口・南口船橋法典、馬込沢駅、三咲駅、二和駅、東葉線各駅。
- (17) 船橋北口の放置自転車対策のため、整理員の配置は、土日も 9 時から午後 6 時まで拡大すること。特に、東武・花屋前東側空地周辺、山口横丁側階段周辺がひどい。(イトーヨーカ堂周辺はガードマンがたくさんいて指導しているため放置自転車は少ない)
 - (18) 船橋駅北口の東武百貨店駐輪場はがら空き状態になっている。その周辺では放置自転車がひどいので、この駐輪場を市の駐輪場としても使わせてもらえるよう、協力を要請していくこと。
 - (19) 下総中山北口広場東側、マルエツ前の自転車の整理。
 - (20) 駐輪場の使用申し込みを、出張所でも受け付けること。
 - (21) 使いまわしのできる自転車提供の仕組みをつくること。
 - (22) 船橋駅前や京成船橋駅周辺の違法駐輪対策のため、夜間も整理員を配置すること。
 - (23) 津田沼駅、東船橋駅に機械式地下駐車場を整備すること。
 - (24) 前原駅の駐輪場を増設すること。
17. 違法駐車・路上駐車対策をおこなうこと。特に次の箇所について取り組むこと。
- (1) J R 下総中山南側商店街の路上駐車。北口駅前パチンコ屋の裏周辺。
 - (2) J R 西船橋・下総中山間の側道の違法駐車。
 - (3) 馬込沢駅周辺の違法駐車取締り。
 - (4) 薬園台駅周辺の違法駐車対策。
 - (5) 二和向台駅前商店街に駐車場の設置を。
 - (6) 小室駅前通り、銀行前の路上駐車対策。
 - (7) 藤原 7 丁目、馬込沢駅前のマツモトキヨシ店頭周辺の違法駐車対策。
18. 信号機の設置や見直し
- (1) 市道 1629 号と 1626 号の交差点を改善すること。信号内に車両が渋滞するなど危険。すでに事故も発生している。
 - (2) 市場正門前の信号機を時差式にし、車と人とは別に渡れるようにすること。
 - (3) 県道夏見・小室線の三咲ヤオコー入口に信号機の設置。
 - (4) 西船 2-30-10 の信号は歩行者用時間が短いので、もう少し長く延長すること。
 - (5) 飯山満町 3 丁目 1518 地先の信号機を「押し釦式」から「自動式」に替えること。
 - (6) 船取線馬込十字路の信号に、右折信号をつけること。
 - (7) 旭町松陽台からの出口に信号の設置。
 - (8) 西船橋駅周辺道路。信号の配置連動の改善と一方通行のあり方の改善。
 - (9) 丸山 5 丁目、4 丁目の境、丸山公民館近くの庚申塚前交差点に信号機の設置を。

- (10) JUJU 北習志野商店街の西友前に押ボタン式の信号機の設置を。
- (11) 本町スクランブル交差点の信号音は21時まで鳴らすこと。また、信号は音が出るようにすること（全市的に）。
- (12) 二和向台京葉銀行前（県道）、飯山満3-1386のT字路（光明寺から王子神社へ向かう道）を歩者分離信号にすること。
- (13) 市道古和釜線・豊富線の「豊寿園」入口前に信号機を設置すること。
- (14) 二子町マルエツ前の交差点に早期に信号機を設置すること。

19. 踏切の改善

- (1) 三咲駅の農協側踏切を歩行者が安全に渡れるように改善すること。
- (2) 滝不動駅入口の踏切を拡幅して歩道を確保すること。車と歩行者が混在して危険。
- (3) 市道二和・金杉線の新京成踏切が狭く、歩行者の歩くスペースも確保すること。

20. 次の箇所に横断歩道の改善・設置をすること。

- (1) 咲が丘2-1 支那そば蔵満前県道に横断歩道の設置を。
- (2) 船取線のバス停「吹上」近くに横断歩道と信号を設置すること。
- (3) 薬円台公民館とコープ薬円台間の交差点に横断歩道を。

21. その他の安全対策

- (1) 自転車専用道路（レーン）の設置をすすめること（三山けやき通りなど）。
- (2) 法務局の駐車場待機の車で14号線が渋滞するので、改善を要請すること。
- (3) 千葉病院バス停入口に大型車進入禁止のわかりやすい表示にすることを再度要請すること。
- (4) 本中山3丁目小栗原小前の道路は駐車禁止と通行時間の規制をすることを早急に実施するよう再度要請すること。
- (5) 二和向台から豆ヶ台に抜ける道路（二和西4丁目から6丁目）の速度制限をすること。
- (6) 西船台自治会内（古作）中央道路のスピード違反の取り締まりをすること。
- (7) 船橋駅近くのガード横の歩道は、柵があり乳母車が通れない。車道も危険であるので早急に調査を行い、改善すること（シャポー駐車場入口の一方通行の道路）。
- (8) 二和駅前通りは、日昼左右に駐車が多く自転車で通るときは非常に危険。取締りの強化を警察に要請すること。
- (9) 二和東5丁目の一方通行は朝夕のみであるがそれも守られていない。制限速度も20kmにするよう再度警察に要請すること。
- (10) 中央病院の駐車場待ちの路上待機車をなくすこと（特に朝の混雑時）。
- (11) 3・4・27号線、二宮郵便局前裏道路の交通混雑の改善を。
- (12) 道路横断用の黄色旗を設置すること。
- (13) 東武野田線塚田駅と馬込沢駅のほぼ中間、特養ホーム「あさひ苑」脇の踏

み切り、交通量混雑の解消を。

(14) 成田街道の渋滞改善を。

(15) J R 船橋駅北側より夏見一金杉―三咲へのバス路線の渋滞の解消を。

(16) 小さな公園周辺の道路の安全確保。凸凹をつけたり、路面の色を変えたり公園の出入り口を飛び出しにくくする等。

(17) 飯山満地域から西友へいくところの信号(手動)の辺の道が細かくカーブして危ない。看板を伸ばして困るので何とかしてほしい。

(18) 西船橋駅周辺道路の整備、街路樹、ガードレールの整備。

(19) 駅構内や歩道を走る自転車が危険。スピード規制や乗車禁止の措置を。

(20) 西図書館を下った所から神社に沿ってレンタルビデオの前までの歩道、放置自転車・バイク対策を。

(21) 二宮出張所前 T 字路への、大型車の進入を規制すること。

4) 下水道部

1. 公共下水道普及率を抜本的に高めること。そのための財源として市事業に対する県の負担を強く求めること。
2. 下水道使用料の引き上げを行なうわないこと。
3. 市街化調整区域でも、住宅街になっている所は、公共下水道対象区域に組み入れること。
4. 丸山 2 丁目、マルサストア前から石井水道工事店の先(鎌ヶ谷 G. H 入口付近)の道路の雨水対策。(大雨になると 10 分ぐらいだが、川のようになる。下水の臭いが北風、北東の風が吹くとたまらなく臭い。)
5. 西浦処理区の JR 総武線南側地域の水路あとを緑道として活用すること。
6. 環境整備事業による排水事業での地元負担をなくすこと。
7. 三咲のくりが丘自治会館付近、滝不動駅方向の右側の道の雨水対策。排水線が詰まっている。
8. 葛飾中のテニスコート周辺、汚水が溜まっている、ヘドロの除去。
9. 真間川近辺(本中山)の雨水対策(大雨が降ると、ひざ下まで使ってしまう)。
10. 印内 1 丁目 4－8、印内 1 丁目 4－15 付近の排水(道路の U 字溝)の悪臭問題解決。
11. 二宮 1 丁目地域の下水道整備を早急におこなうこと。
12. 二和向台京葉銀行交差点の雨水対策。
13. 東中山 2 丁目の私設下水の清掃を市でおこなうこと。
14. 本中山地域の下水整備を。とくに本中山 1 丁目 19 番地南の排水設備を早急におこなうこと。
15. 二子町や船橋駅のどぶ臭いにおいをなくすこと。二子町 493－9、アパート付近の排水路のボウフラ対策を。

16. 海神町南1丁目、市川市との境の河川をきれいにすること。
17. 川や海の汚れない排水対策を。
18. 真間川・海老川をきれいに管理すること。
19. 下水道整備にともない、代替機能をもつ調整地を廃止するときは充分地域住民の意見をきくこと。
20. 二和東5の23マルキパン屋前市道の雨水対策（二重川の最上流部）。
21. 二和東6－1二重川の雨水対策を。
22. 咲が丘4－2、4－9付近「咲が丘南部商店街」通りの雨水対策。
23. 二重川の草刈りを年2回実施するよう県に要請すること。
24. 藤原6－5－11付近の雨水対策を行うこと。
25. 二和東5－32－17埋蔵文化財センター付近の雨水対策。
26. 二和西地域の下水道整備。
27. 行田3丁目付近、東武ストア周辺の道路冠水がひどい。雨水管を設置しなおすこと。
28. 西習志野1－16、西習志野3号公園付近の雨水対策。
39. 西習志野1他、飯山満川の浚渫。

5) 建築部

1. 都市再生機構の賃貸住宅について

- (1) 「再編再生プラン」のよる住宅戸数の削減・民営化には反対し、市民の住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう、求めること。
- (2) 建て替えについては居住者の同意が得られるものにし、市も居住者の要望にそって都市再生機構と対応すること。
高根台団地の建て替えについては環境の保全、回復、福祉施設の建設、商店街の活性化、交通アクセス、歩道整備など、市民合意の計画を立てること。また、余剰地については、福祉施設の整備がすすむよう積極的にとりくむこと。さらに市営住宅・県営住宅の建設を行なうこと。
- (3) 3年毎の家賃値上げをやめるよう要請すること。
- (4) 家賃値上げにより収入の一定割合をこえた場合の減額措置をとることを要請すること。

2. 建築確認業務を充実し、欠陥住宅を未然に防止すること。構造計算書偽造問題でも明らかにされたように、民間検査機関に提出された申請物件に対しても、安全性確保のために対策を検討すること。

3. 住生活基本計画には、住居費の負担限度を明らかにすること。市営住宅供給計画は不十分なので、市民の実態に合わせて建設戸数を増やすこと。

- (1) 希望者の多い家族向け市営住宅建設は長期計画をたてて毎年増設して行くこと。
- (2) 県・市営住宅家賃の減免制度及びその基準を居住者に知らせること。収入の著しく低い世帯には、県と同じ基準で減免すること。
- (3) 県営住宅を市内に増設するよう県に働きかけること。
- (4) 老人・障害者・母子世帯・若い世帯に対する住宅の斡旋と家賃の補助を行なうこと。
- (5) ケア付き住宅などの老人世帯や障害者向けの住宅確保と家賃補助制度を拡充すること。高齢者のための住宅のあっせん窓口を設けること。
- (6) 住宅改修資金融資制度を新設するとともに、現在の住宅改造資金の貸し付け規則に集合住宅の建て替え時の「区分所有者」も適用できるよう枠を拡げること。
- (7) 市営住宅が不足する現状からみて、適正な水準と、入居要件をゆるやかに設定する民間アパートにたいしては、改良建設に援助と指導を行い、利子補給などの優遇措置を講ずること。
- (8) 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

4. 住宅開発や建築指導行政は、住民の声をよく聞き公正、民主的に行ない、近隣居住環境を悪化させないこと。
 - (1) 開発にともなう都市施設への負担を強化すること。
 - (2) マンション建設を規制する条例を制定し、保育・教育施設の不足や近隣住環境を悪化させないようにすること。
5. 市街化調整区域の不法建築物について、是正させること。大穴南 3-44 の東京セントラルサービス、楠が山の平成建設（株）の建物。
6. ガス管の負担区分について
 - (1) 公共施設建設に際し、本支管の敷設に当たっては、ガス事業者が負担するよう厳正に対応すること。
 - (2) 民間マンションなど集合住宅のガス管「布設替え」に当たっても（1）の趣旨が徹底されるよう市として対応すること。
7. 住宅地での葬儀場の建築・営業について、住民の理解を得ないまま進められるような場合がある。市が責任を持って指導するか、規制する要綱を整備し、国の法整備を求める要請を行なうこと。
8. 市営住宅（海神）の結露対策を行うこと。また結露による壁紙のはがれやカビの改修をすること。
9. 建替時の道路要件を満たすためのセットバックを確実にを行うよう市民に啓蒙すること。
10. 市役所にマンションの維持、管理のための相談窓口を置くこと
 - (1) 管理アドバイザー制度をたちあげること。
 - (2) 大規模修繕工事、駐車場増設、共用部分のバリアフリー化工事等、管理組合が行なう良好な維持管理のために利子補給などの支援制度を設けること
 - (3) 耐震診断も含めた定期診断制度を実施し、行政としてすべてのマンションの建物の状況を把握すること。そのための耐震診断費用助成制度の拡充、耐震補強工事への助成制度をつくること。
 - (4) 地球温暖化防止の観点からも、敷地内の緑地保全と新たな創出のための技術支援や費用への助成制度を設けること。
 - (5) 分譲時からの消費者保護を図るための制度をつくること。また、建築基準法に定められている中間検査制度の徹底を図ること。

11. 県営住宅について、エレベーターの設置や老朽箇所の修繕などを県に要請すること。
12. 老後を安心してらせる安い公的賃貸住宅を提供すること。
13. 二和東5丁目の財務省アパートの空き室を「老人憩いの家」などに利用できるよう、国にはたらきかけること。

12. 教育委員会

1. 国家による教育内容への無制限の支配・統制をすすめる改悪教育基本法の具体化をやめること。
2. 学校給食は民間委託方式を撤回し、直営自校方式を復活すること。
3. 小、中、高校の 30 人以下学級を早期実現するよう国・県に要請し、市独自でも実施できるようにすること。
4. 子どもの権利条約そのものを授業の中に取り入れること。
5. 新学力観にもとづく子どもの評価をやめること。
6. 「体罰」は、私的制裁であることを明確にし、公表すること。
7. 中学校の免許外教科担当を解消すること。臨時免許でごまかさないこと。
8. 千葉県教育委員会に対し、県立高校の統廃合をやめるよう要請すること。公立高校進学希望者が入れる定数に拡充するように県に求めること。
9. 文部科学省に対し、子どもの人間的発達を無視した、画一的な学習指導要領の押しつけをやめるよう要求すること。
10. JR 総武線以南に中学校の建設を。(小栗原、海神南)
11. 学区が広い中学校での自転車通学を認めること(海神地区)。
12. 全国一斉学力テストに参加しないこと。成績発表は行わないこと。
13. 「義務教育無償」を完全実施するために、父母負担をもとめないこと。必要な教材は公費でまかなうこと。
14. 普通学級に在籍する障害児に介助員を配置すること。
15. すべての公立小中学校にエレベーターを設置すること。

1) 管理部

◎ 総務課

1. 職員の定数削減を中止し、教育環境充実のため増員を図ること。
 - (1) 図書事務、理科実験事務の正職員を全校に配置すること。
 - (2) 用務員、理科実験事務員を臨時職員化しないこと。
 - (3) 特別支援学校、特別支援学級の介助員は正職員とし増員すること。
2. 中学校にも専任の図書館職員を配置すること。
3. 特別支援学級の臨時の介助員を正規職員として採用すること。当面大幅な待遇改善を行なうこと。
4. 技術家庭科助手、パソコン事務補助の正職員を全校に配置すること。

◎ 財務課

1. 図書購入費の予算を増額すること。
2. 備品、消耗品、図書修繕等の学校配当予算を増額すること。
 - (1) 模造紙、画用紙を十分に配当し、父母に負担をさせないこと。
 - (2) 中学校の技術室の工具を増やすこと。
 - (3) 教職員の事務用品費を増額すること。

◎ 施設課

1. 校舎・体育館の耐震補強工事を早急に完了すること。
2. 校舎の管理・修繕をきめ細かく行うこと。
3. 校舎、校地、設備の維持、改善に関する予算を増額すること。改修・修繕計画を明示すること。
 - (1) 老朽化したトイレの改修を行なうこと（高根東小、葛飾小、三山小など）。
 - (2) 雨もりを至急改修すること（小室小など）。
 - (3) 校舎の外壁修繕・再塗装をすること（薬円台小、七林中など）。
 - (4) 床の修繕を行うこと（葛飾小、高根小など）。
 - (5) 海神南小の体育館ステージを早急に設置すること。
 - (6) 小学校低学年の教室の黒板は可動式のものにすること。
 - (7) 職員用男女別休憩室を全校に設置すること。
 - (8) 御滝中の特別棟にトイレを設置すること。
4. 空き教室については、デイサービスセンターや福祉作業所、地区社協の子育てサロンやデイサービスなどへの利用を促進すること。
5. 施設・校庭遊具のペンキ塗りや修繕を、教職員、児童・生徒に肩代わりさせることをやめ、専門家の手で定期的実施すること。
6. 家庭科室の各テーブルの流しに給湯設備を整備すること。
7. 薬円台小に習志野基地の騒音対策を講じること。

2) 学校教育部

◎ 学務課

1. ゆきとどいた教育をすすめるために、小中学校の少人数学級を実現するよう国や県に働きかけること。市独自に教員を採用し、少人数学級への移行をすすめること。
2. 教員の免許外教科担当をなくすため国・県に働きかけること。必要な教員は当面市費で配置すること。
3. 葛飾小など西部地域の過大校を解消し、適正規模化をすすめること。
4. 養護補助教員を全校に配置し、大規模校には養護教諭を複数配置すること。事故対策要員を配置すること。
5. 市立幼稚園を設置すること。
6. 私立幼稚園の父母負担の軽減を図ること。
7. 各幼稚園の施設・保育内容を点検し、必要な改善勧告を行なうこと。
8. 幼児教室に対する就園児補助・運営費補助を実施すること。
9. 「学級定数認可日」を4月1日以前にするよう県に働きかけること。
10. 就学援助制度について、市の独自援助項目を追加すること。
11. 学校職員の出張や研修の内容を精選し回数を減らすこと。
 - (1) 行事調整委員会で調整をはかること。
 - (2) 強制的な出張、研修はやめ、学校現場の状況を第一にすること。
 - (3) 小規模校に配慮すること。
12. 日本語を話せない児童、生徒のための補助教員を配置すること。
13. 私立高校の助成を増やすこと。
14. 長期欠席児童・生徒への適切な対応を行なうための教員を配置し、特別な指導体制をとること。
15. 教職員の事務服、運動服、白衣などの予算化を県教育委員会に申し入れること。
16. 事故対策教員の予算を増額するとともに、事務職員、栄養士について事故対策要員を確保し、欠員を生じないようにすること。
17. 労働安全衛生法に基づく教職員の勤務実態管理を行うこと。

◎ 指導課

1. 「子どもの権利条約」が実効あるものとなるよう、教育現場での対応を見直し、改善を図ること。
2. いじめの根絶に向けた取り組みをすすめること。

3. 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の強制を行なわないこと。
4. 小中学校で、農業や環境問題（ゴミ、リサイクル）を科学的な立場からもっと取り上げること。
5. 各小中学校に東京湾三番瀬関係のビデオを配布し、身近なところに海があり、生活にどう結びついているかを教えていくこと。
6. 父母負担の軽減をはかること。
 - (1) 義務教育課程でのワークドリルなどの副教材は公費負担とすること。学級費・教材費は徴収しないこと。
 - (2) 小学1～4年生の校外学習は公費負担とすること。
 - (3) 進路指導に必要な経費は公費負担とすること。
7. 研究校の指定については、次のことに配慮すること。
 - (1) 当該学校に事前にその内容を知らせ、教職員の合意を前提に行なうこと。
 - (2) 研究指定を受けた学校が、教職員の勤務や児童の実態を顧みない、いわゆる「行きすぎた研究」が行なわれないように、所属長に対し適切な指導を行なうこと。
 - (3) 研究指定を特定の学校でくり返さないこと。
8. 各種大会、作品展、コンクール、合唱発表会などは、学校の実情を考慮し、参加を強要しないこと。
9. 合同訪問を実施するさい、次のことに留意すること。
 - (1) 学校現場の繁忙期（学期末、学年末）には実施しないこと。
 - (2) 過度な「対応」や「接待」はさせないよう指導すること。
10. 公立中学校の服装を自由にすること。
11. 通学カバンの指定はやめること。特に、重いスポーツバックタイプのものは、生徒の身体に悪影響をあたえているのでやめること。
12. 小中学校の図書室を地域に開放すること。
13. 名簿は男女混合とすること。ジェンダーフリー教育を推進すること。

◎ 保健体育課

1. 学校給食費の値上げは行わないこと。
2. O-157 対策のための施設改修・改善を行うこと。
3. 学校給食は自校直営方式とすること。中学校で自校直営方式による完全給食を全中学校で早期に実施すること。中学校の給食実施日を小学校なみにすること。
4. 中学校に生徒用の更衣室を設置すること。
5. 小中学校の給食食材の塩素消毒はやめること。
6. 学校給食に、市内産の農産物を使うこと。ポストハーベストなどが心配される輸入農産物は使用しないこと。また、遺伝子組替食品はつかわないこと。
7. パンなどの小麦製品や、みそ、納豆、豆腐などの大豆製品は、県内産の小麦や大豆 100%使用のものに切り替えるよう県に要請すること。

8. 法典西小通学路の法典駅前の安全対策を行うこと。
9. バッグ、体操服、ジャージ、水着、上ばき、体育館ばきなど、学校指定により割高になっているものは改善するよう、関係機関に働きかけること。
10. 部活動に必要な費用は全額公費でまかなうよう関係機関に働きかけること。専門家を採用し科学的、専門的な指導ができるようにすること。
11. 連日の早朝練習や休日練習など、行き過ぎた小中学校の課外活動を見直し是正すること。
12. 教職員の定期検診を充実させ、人間ドックが無料で行なえるようにすること。

◎ 市立高校

1. 普通科の通学区域の市外への拡大は行わないこと。生徒の定員削減を行わないこと。
2. 部活動は生徒による自主的な運営のもとに行い、練習計画も生徒が中心で決定できるようにすること。暴力・暴言・しごきをなくすこと。
3. 特別支援学級を設置すること。
4. 入学料や授業料の引き上げを行わないこと。
5. 入学者の選抜は公正に行うこと。

◎ 総合教育センター

1. 特別支援学級の児童数5人以下の学級にも介助員をつけること。
2. 特別支援学級の担任教諭が妊娠したときは、その人に対する介助員をつけること。
3. 総合教育センターに体育館・グラウンドを設置すること。
4. プラネタリウム館の入場料はすべて無料とすること。
5. すべての小中学校に特別支援学級を設置すること。
6. 障害をもつ児童・生徒が普通学級に通学する場合は、必ず介助員を配置すること。
7. 特別支援学校・特別支援学級の卒業生を、市や、市の関連施設で積極的に採用すること。
8. 教職員の研修を保障するための予算を計上すること。
9. 中学校特別支援学級の作業室を充実すること。
10. 特別支援学級に電話、手洗い場、調理設備を設置すること。中野木、葛飾小の特別支援学級に、専用のシャワー付きトイレを設置すること。
11. 通級指導教室を増設すること。担当職員を増やして、個別指導計画の作成と実施にかかる負担を減らし、指導にあたる時間を増やせるようにすること。

3) 生涯学習部

1. 公民館使用時間帯区分と、社会教育団体等の有料化を見直し、元に戻すこと。
利用手続きを簡素化すること。
2. 公民館の市民利用については無料にすること。
3. 児童・生徒が利用できる地域の施設を拡充すること。
4. 社会体育施設を充実させること。
体育館、グラウンド、温水プール、各種のコート、道場、野球場、サッカー場などの整備年次計画をつくり、計画的な整備をすすめること。
5. まちかどスポーツ広場を増設すること。
6. 宿泊できる社会教育施設を市内に建設すること。

◎ 社会教育課

1. 図書館を早期に増設し、地区分館も計画的に配置すること。
 - (1) 図書館の利用時間を延長すること。
 - (2) 駅前に返却ポストを設置すること。
 - (3) ビデオソフト（DVD）を充実し、貸出を行なうこと。
 - (4) 新刊本を増やし借りやすくすること。医学書など専門書も新しいものをそろえること。
 - (5) 公民館の図書も含め、図書購入に市民の声を反映させること。
 - (6) 学習室・スペースを設置すること。
 - (7) 「平和図書コーナー」を設置すること。
 - (8) 移動図書館の回数を増やすこと。
2. 視聴覚ライブラリーを充実すること。視聴覚ライブラリーの貸出し、返却は公民館でも受け付けること。
3. 地域文庫の補助金を増額すること。
4. 公民館について
 - (1) 公民館を増設すること（行田、前原団地、JR 線西船駅以南、南三咲、金杉、西習志野、芝山）
 - (2) 2階建て以上の公民館にエレベーター等を設置し、車イスの人でも利用できるようにすること。
 - (3) すべての公民館に防音つきの音楽室を設置すること。
 - (4) 公民館の図書室、新聞・雑誌コーナーを充実すること。
 - (5) すべての公民館に社会教育主事有資格者を配置し、条例に位置づけること。
 - (6) 市民参加の自主事業を充実させること。
 - (7) 公民館のサークル用備品を充実し、物置を設置すること。

- (8) 公民館の利用時間を延長すること。
- (9) 丸山に多目的使用対応の市民会館を建設すること。

◎ 文化課

- 1. 文化財保護等将来ビジョンを実施計画等文書で明らかにすること。
- 2. 文化財保護の予算を増やし、文化財調査をし、保存する価値のあるものは保存すること。
- 3. 東部地域に第2市民文化ホールを建設すること。
- 4. 美術館・博物館を建設すること。
- 5. 地区毎に中小規模のホールを建設すること。
- 6. 市民文化ホールの使用料を引き下げ、利用時間を延長すること。自主的文化団体の使用料を減免すること。
- 7. 周辺の変化に配慮し、清川記念館の早期整備。

◎ 生涯スポーツ課

- 1. 小・中学校の体育館、校庭の夜間・休日の全校開放をすすめ、ネットや夜間照明の設備をととのえ必要な人員を配置すること。
- 2. 小・中学校のプールは夏休み中の一般開放を拡充すること。
- 3. 運動公園体育館のトレーニング室の改修と備品の更新を行うこと。
- 4. 民間スポーツ施設を市民へ開放するよう設置者に働きかけること。行田の国家公務員用の体育館と運動場を市民が利用できるよう国に働きかけること。
- 5. 東部地域に運動公園と遊歩道、サイクリング道路を建設すること。
- 6. 屋内プールを増設すること。公営プールを無料にすること（特に子どもの利用について）。
- 7. 総合体育館の駐車料金を無料にし、使用料を引き下げること。
- 8. 自主的な市民文化スポーツ団体の要求をよく聞き、援助や助成を行なうこと。
- 9. 市のマラソン大会は市内愛好者の声を取り入れ、市民に親しまれる事業に改善すること。

◎ 一宮少年自然の家

- 1. 日の丸の掲揚をやめること。
- 2. 食事は直営事業で行なうこと。
- 3. 常駐の養護教諭を配置すること。

13. 議 会

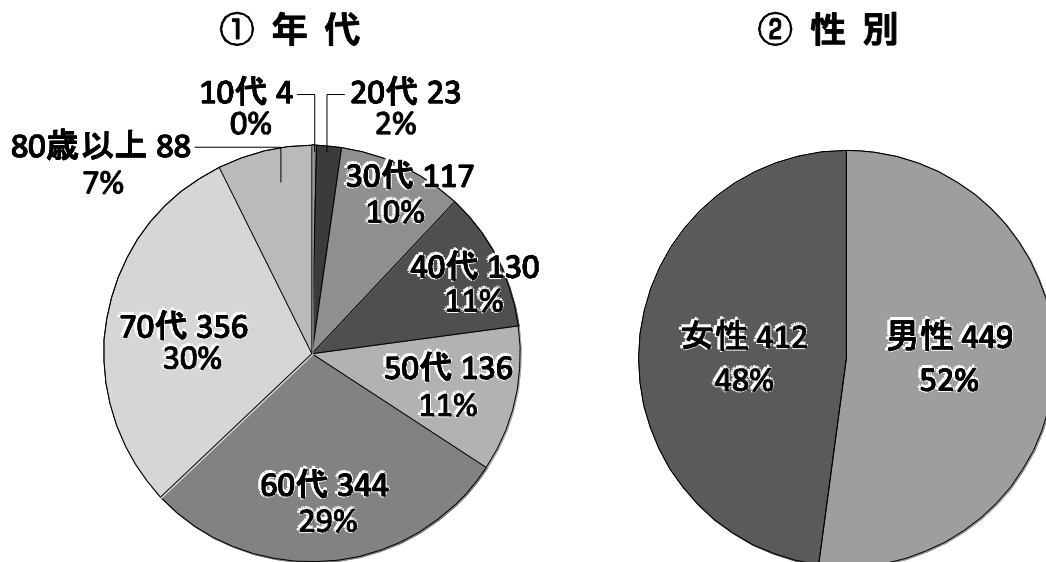
1. 議会事務局の調査機能を充実すること。都市河川・都市基盤・教育・福祉など類似都市の政策を収集し調査すること。調査月報などの作成。
2. 議会図書室を10階に移し、常時開室をして利用を高めること。
3. 各党の基本的政策集はそろえること。
4. 議員控室に事務局員を配置させること。
5. 議会の審議をCATVで放映すること。
6. 議会開会中は庁内アナウンスで来庁者に傍聴を呼びかけること。
7. 政務調査費の不明朗・不正な支出はなくすること。
8. 市議会ホームページに速報版の議事録を掲載すること。

14. 監 査 委 員

1. 委託契約の多くが随意契約で行われているが、地方自治法に基づく厳格な入札が必要である。現在の随意契約が法や政令、財務規則に照らし適正であるか監査すること。
2. 外部監査の導入にあたっては先進事例をよく学び、効果的な監査となるよう努めること。また、公認会計士だけでなく、弁護士もいれること。
3. 地方自治法第 242 条第 2 項本文の法定期間の経過した住民監査請求については、千葉地方裁判所（平成 15 年（行ウ）第 13 号 損害賠償請求事件）判決で示されたように、この裁判における市の主張内容だけをもって、同項但書の「正当な理由」がないとして、住民監査請求を却下しないこと。

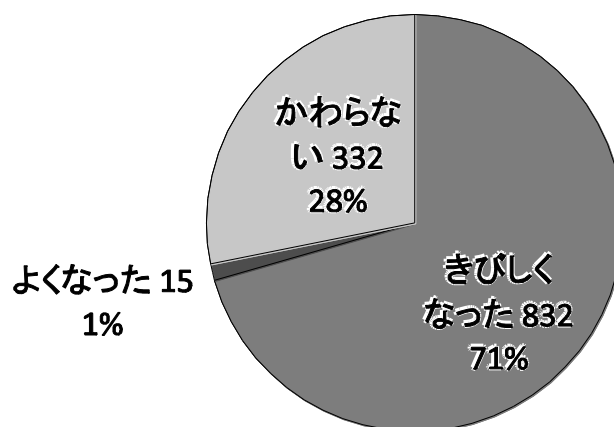
1. 年代と性別

あなたの 年代と性別 をお聞かせください。



2. 暮らしについて

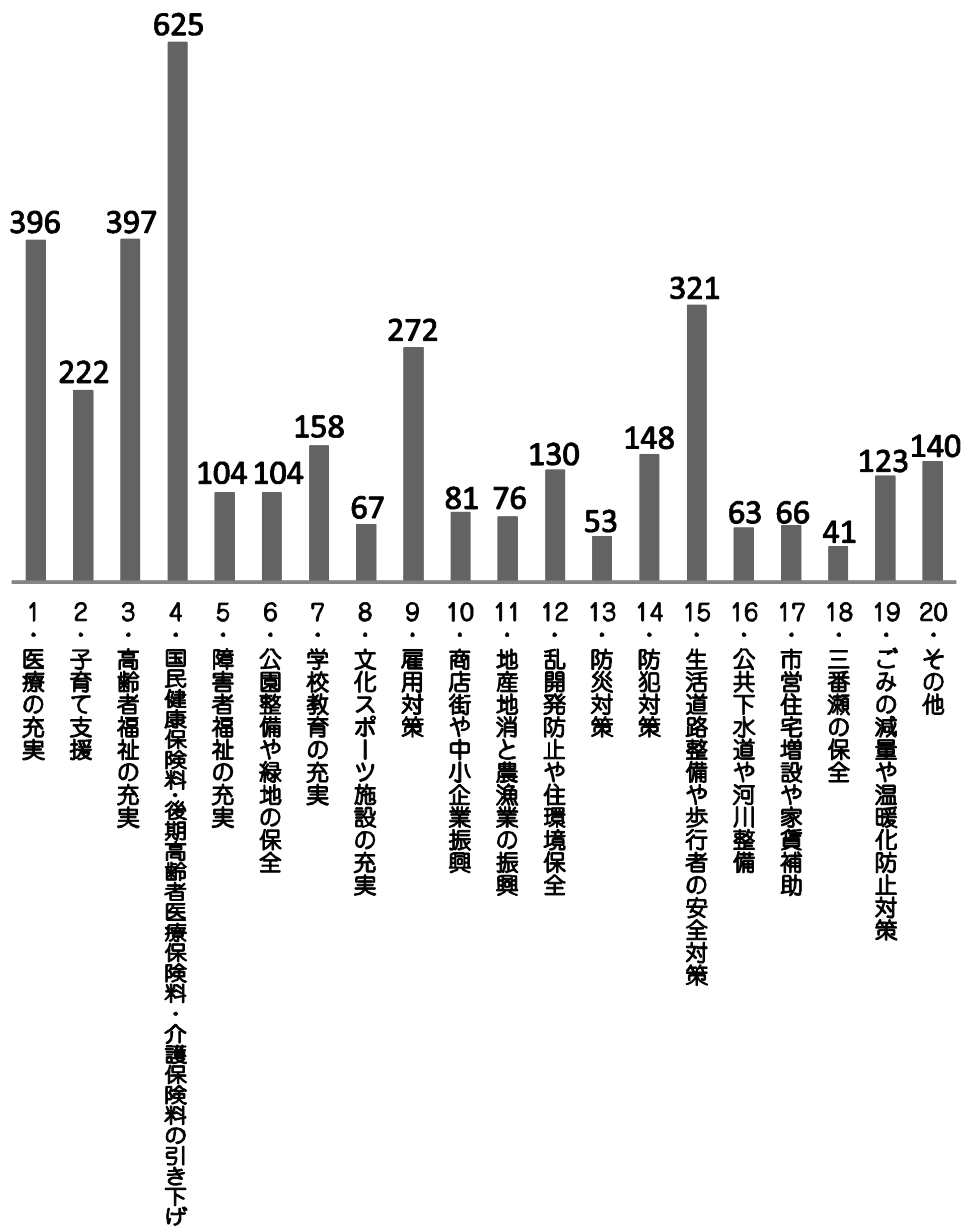
あなたの 暮らしについて、去年と比較して"きびしく"なっている と感じますか。



3・優先的に実施

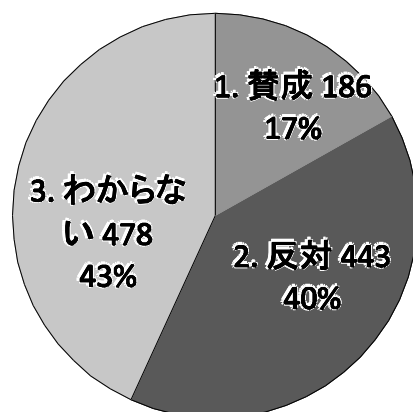
あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から3つ選択してください。

1. 医療の充実
2. 子育て支援
3. 高齢者福祉の充実
4. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ
5. 障害者福祉の充実
6. 公園整備や緑地の保全
7. 学校教育の充実
8. 文化スポーツ施設の充実
9. 雇用対策
10. 商店街や中小企業振興
11. 地産地消と農漁業の振興
12. 乱開発防止や住環境保全
13. 防災対策
14. 防犯対策
15. 生活道路整備や歩行者の安全対策
16. 公共下水道や河川整備
17. 市営住宅増設や家賃補助
18. 三番瀬の保全
19. ごみの減量や温暖化防止対策
20. その他



4. 合併・政令市移行

合併・政令市移行についてどうお考えですか。



5. 社会保障の財源

社会保障の財源はどのように確保すべきとお考えですか。(複数回答)

